

第3期

田辺市子ども・子育て支援事業計画（素案）

～豊かな未来の創造に向け、
子どもの健やかな成長をみんなで支える社会の醸成～

令和7年3月

田辺市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
① 計画策定の背景と趣旨	1
② 計画の位置付け	2
③ 計画期間	2
④ 計画の対象	3
⑤ 計画の策定体制	3
第2章 田辺市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状	4
① 統計からみる現状	4
② 各種調査結果からみる現状	24
③ 課題のまとめ	32
第3章 計画の基本的な考え方	37
① 基本理念	37
② 基本的視点	37
③ 基本目標	38
④ 施策の体系	39
第4章 施策の展開	40
基本目標① 子育て家庭を地域のみんなで応援するまち	40
基本目標② 子育てと社会参加が両立したまち	42
基本目標③ 子育てを楽しむ環境が整ったまち	43
基本目標④ 子どもが健康（健やか）で安全に育つ安心できるまち	45
基本目標⑤ さまざまな家庭の状況に応じた支援体制が整ったまち	47
第5章 教育・保育等の量の見込みと確保方策	49
① 教育・保育等の量の見込みと確保方策設定の流れ	49
② 教育・保育提供区域の設定	49
③ 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保	49
④ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保	51
⑤ 教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	58
第6章 計画の推進	59
① 推進体制	59
② 計画の進捗状況の点検及び評価	59
③ 田辺市子ども・子育て会議条例	60

第1章 計画の策定にあたって

① 計画策定の背景と趣旨

わが国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や、平成24年に制定された「子ども・子育て3法」に基づく、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」策定の義務づけなど、さまざまな取組を展開してきました。さらに、平成27年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進してきました。

しかしながら、若い世代が結婚や子育ての将来展望が描けない、子育て当事者の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まったことなどが影響し、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況です。また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策による外出自粛や行動制限による交流また交友機会の激減は、子どもや子育て世代の孤独・孤立を加速させ、令和4年には児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く状況は深刻なものとなっています。

こうした中で、令和4年には「児童福祉法」が改正され、子育てに困難を抱える家庭への包括的な支援体制の強化を目的としたこども家庭センターの設置や児童相談所の機能強化が明記されました。また、令和5年には「こども家庭庁」を設立するとともに、「こども基本法」が施行され、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されるなど、より一層の子ども・子育て支援の充実が図られています。

本市においては、平成27年に「田辺市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年に「第2期田辺市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、子育て支援サービスの提供や生活困窮家庭への支援策の充実など子どもや子育てを支える体制の充実を図ってきました。

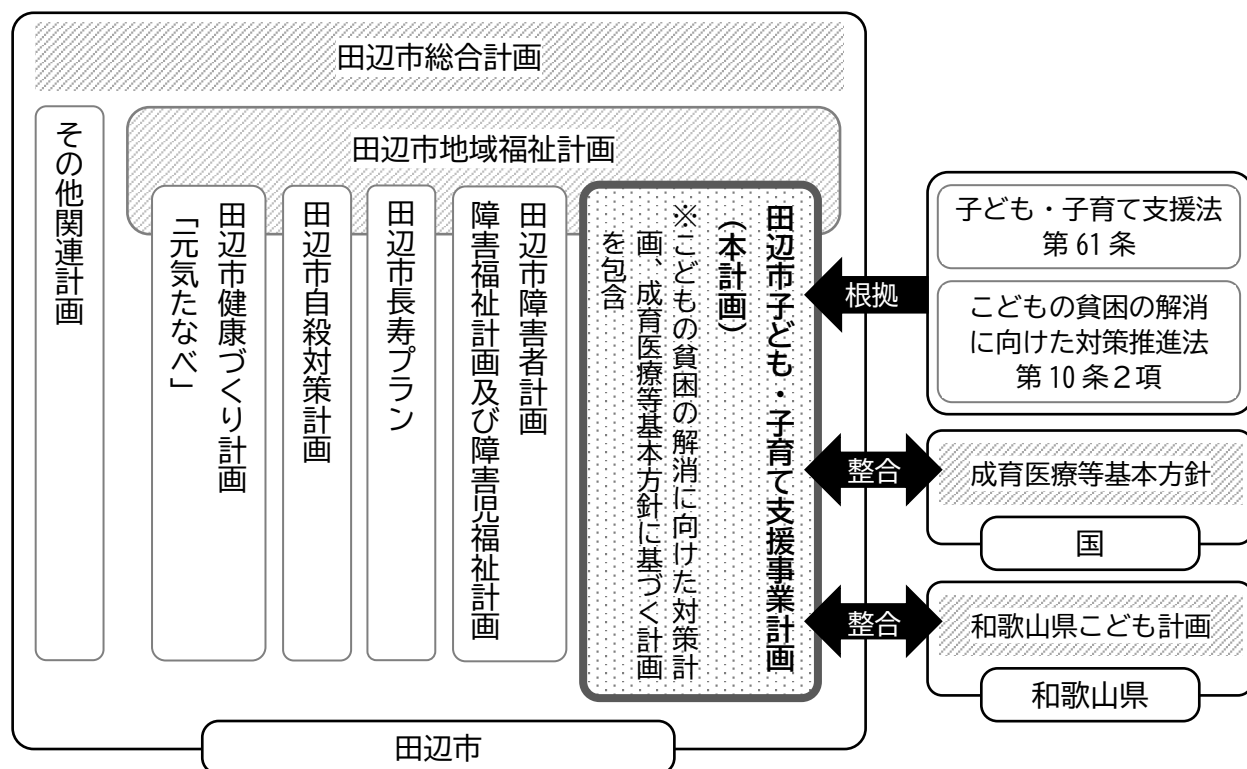
この度、前回計画が令和6年度で計画期間満了となることから、近年の法改正や社会潮流、本市の子どもを取り巻く現状をふまえた新たな課題への対応を含め、子ども・子育て支援施策のより一層の充実を図るため、「第3期田辺市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を新たに策定しました。

② 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、本市の子ども・子育て支援に関わる総合的な計画として位置づけられます。また、「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」第 10 条 2 項に定められた市区町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画を一体のものとして策定しました。あわせて、成育医療等基本方針を踏まえた計画も包含しています。

計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「田辺市総合計画」をはじめとして、「田辺市地域福祉計画」、その他の関連計画との整合を図りました。

■田辺市における位置づけ



③ 計画期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。ただし計画期間中であっても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズの変化、本市の人口や社会環境の変化等があった場合は、実情に応じて適宜、見直しを行うものとします。

令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)	令和 13 (2031)
第 2 期計画 (令和 2 ～ 6 年度)						策定	次期計画 (令和 12 年度～)	
	策定	第 3 期子ども・子育て支援事業計画 (令和 7 ～ 11 年度)						

④ 計画の対象

おおむね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とします。

⑤ 計画の策定体制

本計画は主に以下の手順を経て策定しました。

(1) アンケート調査の実施

■ 田辺市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

市民の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の希望等を把握するため、就学前児童と小学校児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 田辺市子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討にあたっては、学識経験者、地域の子育て関連団体・機関等で組織している「田辺市子ども・子育て会議」において審議を行い、幅広い意見の集約に努めました。

(3) パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て本計画に反映させることを目的とし、パブリックコメントを実施しました。

期 間 : 令和 7 年 2 月 3 日 (月) ~ 2 月 14 日 (金)

意見提出数 : ●件 (●人)

第2章

田辺市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

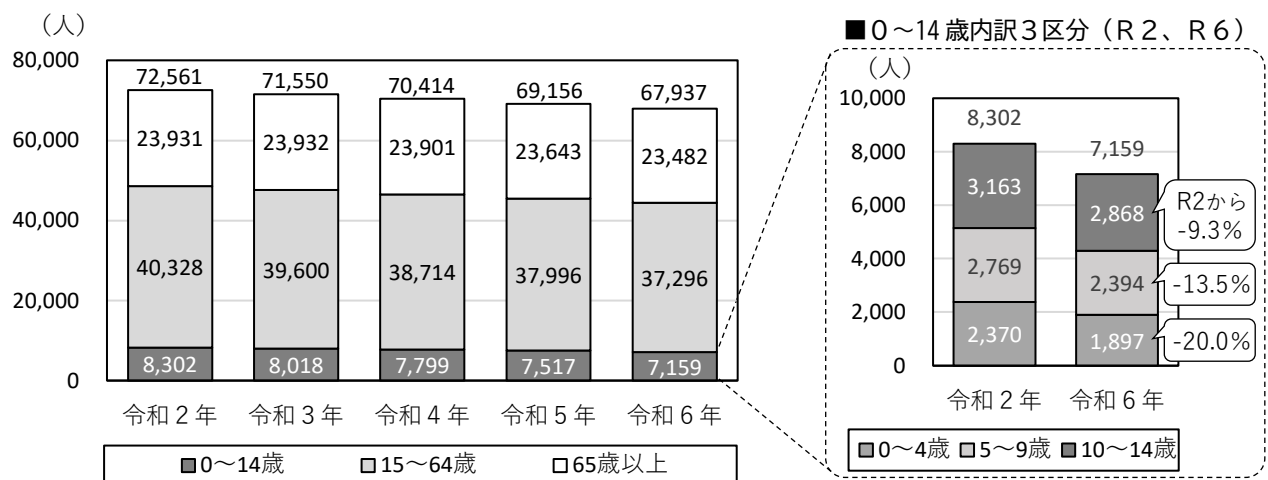
① 統計からみる現状

(1) 人口の動向

◆総人口は5年間で4,624人の減少。令和4年以降、65歳以上人口も減少傾向に。

本市の総人口は年々減少が続いており、令和6年には67,937人となっています。65歳以上人口は令和4年から減少に転じ、以降3区分すべてで減少傾向となっています。0～14歳人口の内訳を3区分別にみると、0～4歳人口は5年間で20.0%減少と最も大きな減少率となっています。

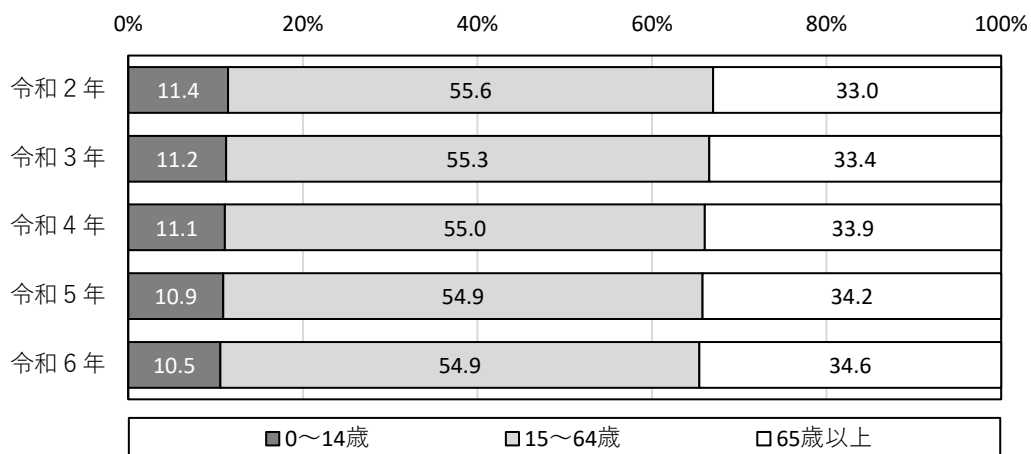
【総人口の推移】



◆高齢化率が34.6%に（約3人に1人が65歳以上）。少子高齢化が進行。

65歳以上人口は減少していますが、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は年々増加しており、少子高齢化が進んでいます。

【年齢3区分別人口（構成比）の推移】



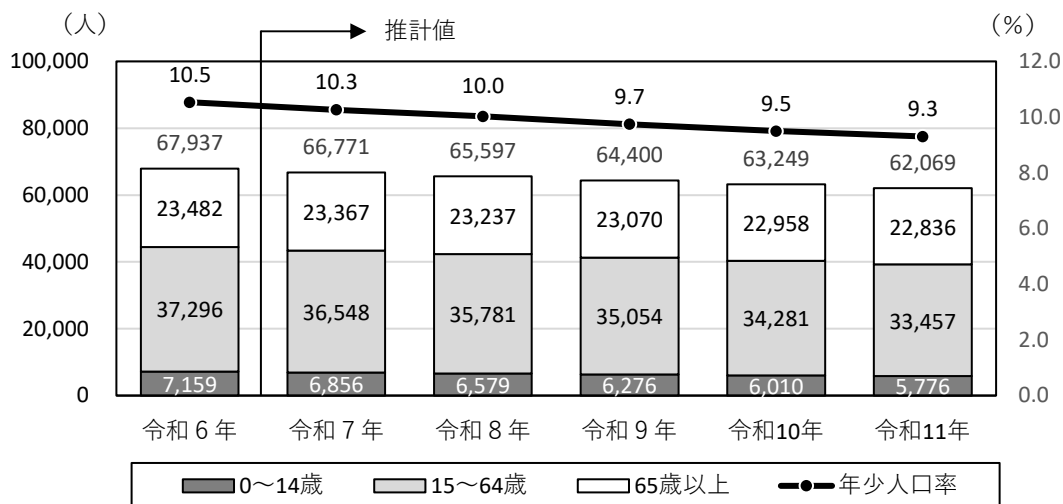
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

◆5年後、総人口は5,868人減少。0～14歳人口は6,000人を下回る見込み。

将来の人口推計の結果をみると、総人口は減少を続け、令和11年は令和6年と比較して5,868人減の62,069人となる見込みです。

年齢3区分別にみると3区分とも減少を続け、0～14歳人口（年少人口）においては令和11年に6,000人を下回る見込みです。

【将来の人口推計】

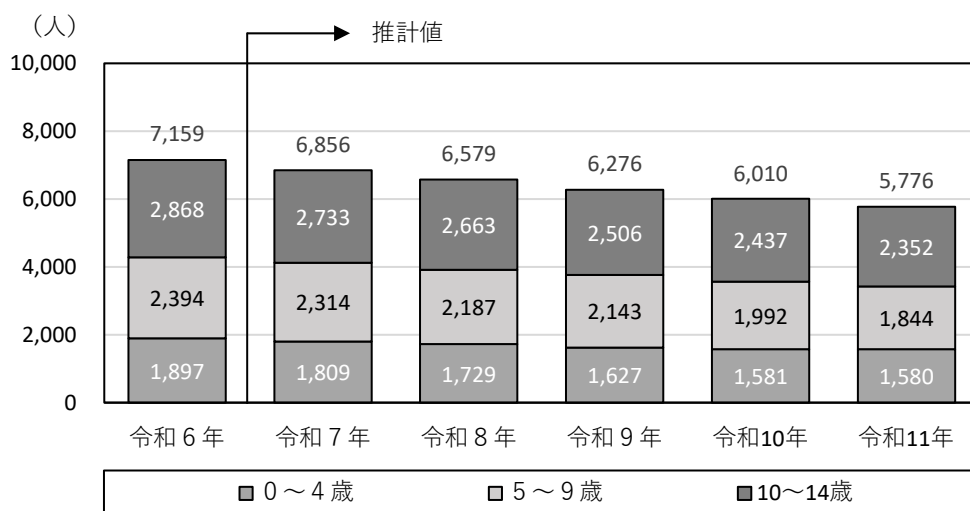


資料：住民基本台帳の人口をもとにコーホート変化率法で算出（令和6年は実績値）

◆年少人口は減少し続け、5年後は1,383人減少する見込み。

将来の年少人口推計の結果をみると、減少を続け、令和11年は令和6年と比較して1,383人減の5,776人となる見込みです。

【将来の年少人口推計】



資料：住民基本台帳の人口をもとにコーホート変化率法で算出（令和6年は実績値）

◆自然減のペースが加速している一方、社会減は緩やかに。

自然動態は死亡数が出生数を上回る自然減の状況が続いており、減少数は令和4年に749人となっています。社会動態は転出数が転入数を上回る社会減の状況が続いておりませんが、減少するペースは緩和傾向にあります。

【人口動態の推移】

(人)

	自然動態			社会動態			増減 (C+F)
	A.出生	B.死亡	C.自然増減 (A-B)	D.転入	E.転出	F.社会増減 (D-E)	
平成30年	479	1,088	-609	1,748	2,301	-553	-1162
平成31年	423	1,011	-588	1,734	2,334	-600	-1188
令和2年	430	1,055	-625	1,609	2,149	-540	-1165
令和3年	419	1,023	-604	1,666	2,116	-450	-1054
令和4年	393	1,142	-749	1,712	2,126	-414	-1163

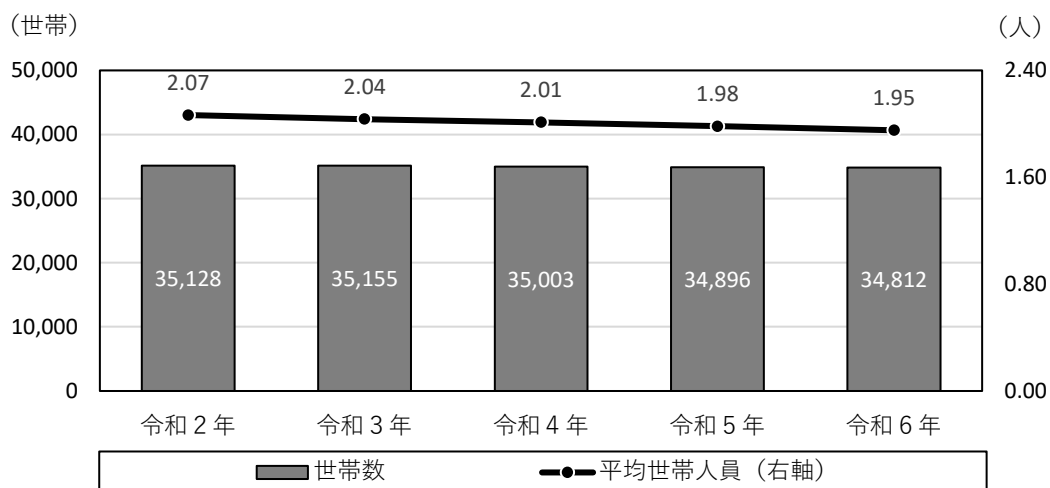
資料：住民基本台帳（各年1月1日）

(2) 世帯の動向

◆世帯数、1世帯あたりの平均人員数はともに減少傾向に。

世帯数は令和2年から令和3年にかけて微増しているものの減少傾向が続いており、令和6年には34,812世帯となっています。1世帯あたりの平均世帯人員も減少を続けており、令和6年には1世帯あたり1.95人となっています。

【世帯数と平均世帯人員の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

◆核家族世帯やひとり親世帯が減少する中、単独世帯は増加傾向に。

世帯構成の推移をみると、一般世帯数に占める割合では核家族世帯が平成 12 年と比較し 5.2 ポイント、ひとり親世帯がピークの平成 22 年と比較し 0.4 ポイント減少している中で、単独世帯は平成 12 年と比較し 10.2 ポイント増加しています。

【世帯構成の推移】

		(世帯)				
	単位	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和 2 年
一般世帯数合計	世帯	32,379	32,522	32,630	32,062	31,114
	核家族世帯	世帯	20,090	19,988	19,628	17,686
		%	62.0	61.5	60.2	56.8
	その他の親族世帯	世帯	4,032	3,621	3,125	2,630
		%	12.5	11.1	9.6	8.2
	非親族世帯	世帯	86	106	200	197
		%	0.3	0.3	0.6	0.6
	単独世帯	世帯	8,171	8,807	9,677	10,450
		%	25.2	27.1	29.7	32.6
	ひとり親世帯（再掲）	世帯	733	878	909	857
		%	2.3	2.7	2.8	2.7
						750

内訳

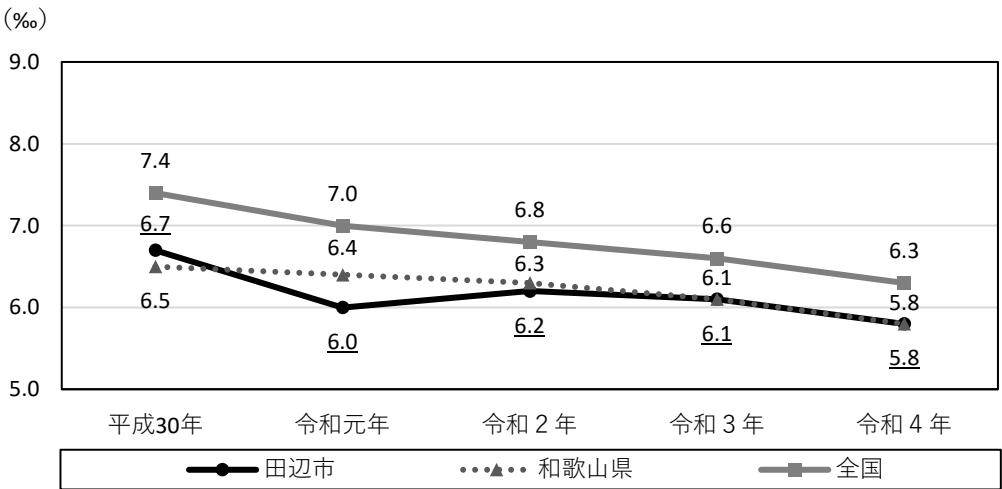
父子世帯	67世帯	8.9%
母子世帯	683世帯	91.1%

資料：国勢調査

◆出生率は減少傾向。令和 3 年以降は県と同じ水準に。

出生率（人口千人対）の推移をみると、全体として減少傾向となっています。令和 3 年以降は県と同じ水準で推移しています。

【出生率（人口千人対）の推移】

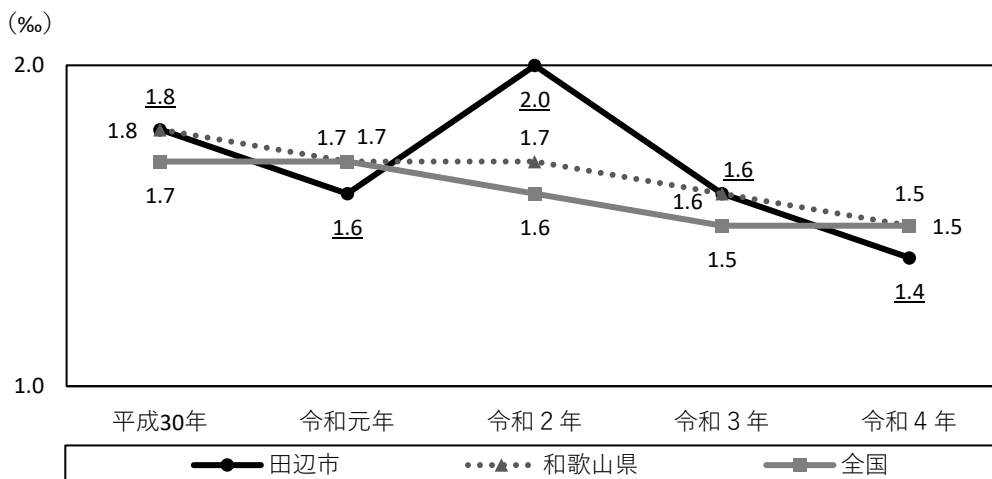


資料：和歌山県「人口動態統計の概況」

◆離婚率は令和4年、国や県を下回る結果に。

離婚率（人口千人対）の推移をみると、令和2年の2.0‰（パーミル）をピークに減少傾向にあり、令和4年では国や県を下回っています。

【離婚率（人口千人対）の推移】



資料：和歌山県「人口動態統計の概況」

◆男性、女性ともに未婚率は増加傾向。30代未婚率の増加ペースが加速。

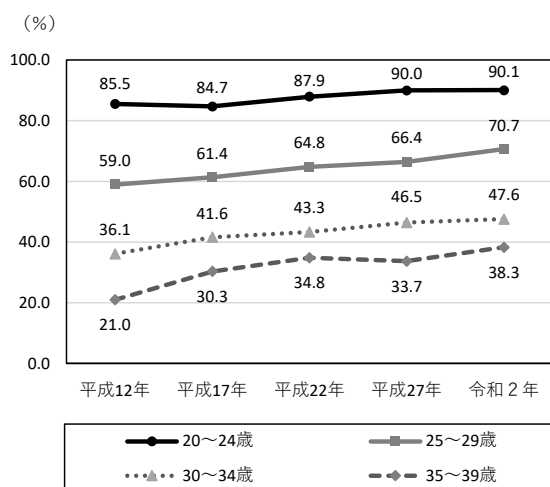
男性、女性ともにすべての年齢層において未婚率は増加傾向となっています。

男性は、平成12年から令和2年にかけて25～29歳で11.7ポイント、35～39歳で17.3ポイント増加しています。

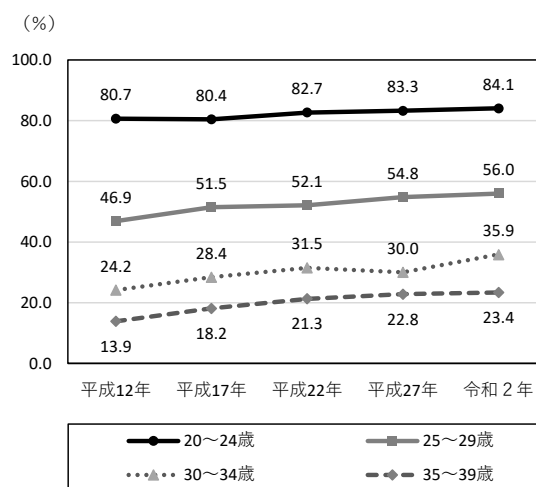
女性は、平成12年から令和2年にかけて30～34歳で11.7ポイント増加しています。

【未婚率の推移】

【男性】



【女性】



資料：国勢調査

(3) 就労状況

◆男性、女性ともに就業者数は減少。第3次産業での就業者が大半を占める。

男性・女性の就業者数をみると、平成12年から令和2年にかけて減少し続けています。

産業構造別の就業率をみると、男女ともに第3次産業で働く人の割合が最も高くなっています。

【産業構造別就業率の推移】

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
総数(人)	23,437	17,749	21,821	17,614	20,181	16,564	18,984	16,381	18,553	16,173
第1次産業(%)	14.2	14.7	14.7	14.2	14.3	11.6	13.5	10.9	12.7	9.7
第2次産業(%)	28.0	16.4	25.4	14.3	23.5	13.2	24.0	12.6	22.9	12.2
第3次産業(%)	57.3	68.4	58.9	70.6	60.3	73.8	61.0	75.0	59.2	73.8
分類不能(%)	0.4	0.4	1.1	0.9	1.9	1.4	1.5	1.4	5.2	4.3

資料：国勢調査

※第1次産業：農業、林業、漁業。

第2次産業：鉱業、建設業、製造業。

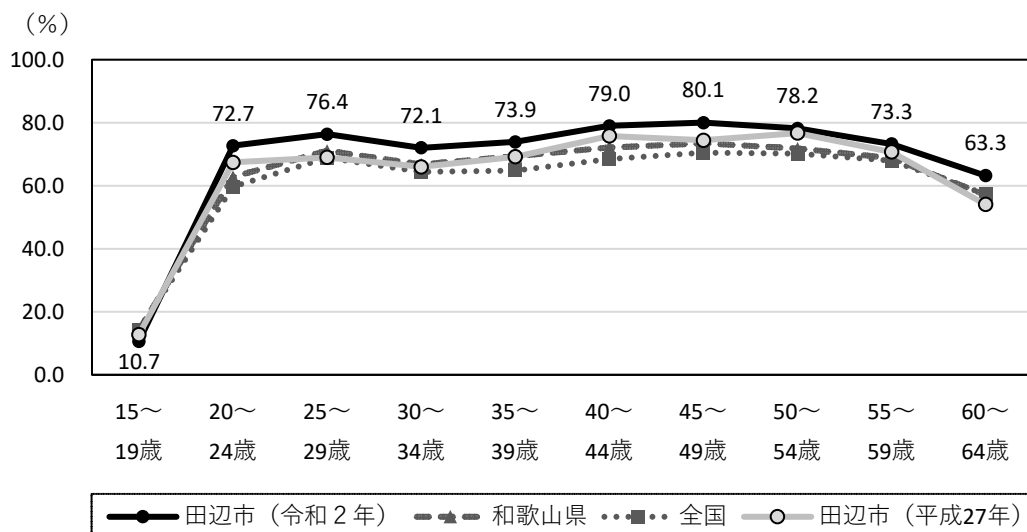
第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務（他に分類されないもの）。

◆女性の就業率は平成27年より上昇し、国や県よりも高い水準で推移。

女性の年齢別就業率をみると、グラフが描くM字カーブの傾斜は緩やかになっており、平成27年と比較すると、15～19歳を除くすべての年齢区分で就業率は上昇しています。

また、15～19歳を除くすべての年齢区分で県や国を上回って推移しています。

【女性の年齢別就業率の推移】



資料：国勢調査

(4) 教育・保育サービス等の状況

◆市内の認可保育所は計 18 か所。保育士は 290 人。

認定こども園を含む認可保育所は令和 6 年度現在、公立 8 か所、私立 10 か所の計 18 か所となっています。保育士数はほぼ横ばいで推移しており、令和 6 年度現在 290 人となっています。

公立へき地保育所を含むと令和 6 年度現在で計 23 か所、保育士数 307 人となっています。

【認可保育所の設置数・保育士数】

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
公立	設置数 (か所)	9	9	9	8	8
	保育士数 (人)	130	132	129	126	118
私立	設置数 (か所)	10	10	10	10	10
	保育士数 (人)	167	169	165	169	172
合計	設置数 (か所)	19	19	19	18	18
	保育士数 (人)	297	301	294	295	290
公立 (へき地)	設置数 (か所)	6	6	6	5	5
	保育士数 (人)	17	18	18	17	17

資料：子育て推進課（各年度 4 月 1 日現在）
※公立へき地保育所は 1 園休園中。

◆公立の認可保育所の在籍率は 64.5%。定員数、児童数ともに減少傾向。

公立の認可保育所の定員数は年々減少し、令和 6 年度現在、8 か所合計で 580 人となっています。児童数、在籍率は増減を繰り返しながら推移しています。

【認可保育所の定員・児童数＜公立＞】

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
牟婁保育所	定員数 (人)	90	90	30		
	児童数 (人)	15	16	9		
みどり保育所	定員数 (人)	90	70	70	70	70
	児童数 (人)	45	48	31	35	33
日向保育所	定員数 (人)	90	70	70	70	70
	児童数 (人)	50	43	36	31	32
稲成保育所	定員数 (人)	100	100	100	100	100
	児童数 (人)	88	91	93	91	89
はやざと保育所	定員数 (人)	60	60	60	60	60
	児童数 (人)	65	66	67	59	50
もとまち保育所	定員数 (人)	130	130	130	130	130
	児童数 (人)	90	82	74	75	81
くりすがわ保育園	定員数 (人)	80	40	40	40	40
	児童数 (人)	33	27	26	22	22
ちかの保育園	定員数 (人)	30	30	30	30	30
	児童数 (人)	9	6	6	6	8
あゆかわ保育園	定員数 (人)	90	80	80	80	80
	児童数 (人)	55	61	52	53	59
公立計	定員数 (人)	760	670	610	580	580
	児童数 (人)	450	440	394	372	374
	在籍率 (%)	59.2	65.7	64.6	64.1	64.5

資料：子育て推進課（各年度 4 月 1 日現在）

◆私立の認可保育所の在籍率は103.1%。児童数減や定員増により定員超過は緩和。

令和6年度に一部の保育所で定員数が増加したことで、全体の在籍率は103.1%となっていますが、多くの保育所で児童数が定員数を上回る定員超過となる状態が続いています。

【認可保育所の定員・児童数＜私立＞】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
芳養保育所	定員数（人）	60	50	50	40	40
	児童数（人）	53	47	38	41	42
会津保育所	定員数（人）	120	120	120	120	120
	児童数（人）	142	131	135	129	131
扇ヶ浜保育所	定員数（人）	40				
	児童数（人）	54				
あゆみ保育所	定員数（人）	120	110	110	100	90
	児童数（人）	127	119	129	114	101
いずみ保育園	定員数（人）	90	90	90	90	90
	児童数（人）	100	97	92	105	99
わんぱく保育所	定員数（人）	80	80	80	80	80
	児童数（人）	82	82	68	63	64
こどものへや 保育園	定員数（人）	90	90	90	90	90
	児童数（人）	103	106	104	105	101
まろみ保育所	定員数（人）	130	130	130	130	130
	児童数（人）	147	153	153	155	144
うえのやま学園 認定こども園	定員数（人）	90	90	90	90	120
	児童数（人）	97	101	104	111	127
認定こども園 立正幼稚園	定員数（人）	140	140	140	140	140
	児童数（人）	165	157	140	146	126
N U K U 森の 丘こども園	定員数（人）		54	54	54	71
	児童数（人）		62	58	66	66
私立計	定員数（人）	960	954	954	934	971
	児童数（人）	1,070	1,055	1,021	1,035	1,001
	在籍率（%）	111.5	110.6	107.0	110.8	103.1

資料：子育て推進課（各年度4月1日現在）

◆時間外保育は子どもの減少にともない、利用者数も減少傾向に。

時間外保育は令和元年度以降増減を繰り返しながら減少傾向で推移しています。

【時間外保育（延長保育）事業の利用者数】

(人)

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公立	みどり保育所	24	22	21	11	12
	はやざと保育所	9	13	12	14	6
	もとまち保育所	30	28	33	20	13
	あゆかわ保育園	10	11	7	5	17
私立	芳養保育所	22	12	13	10	8
	会津保育所	70	76	78	63	62
	扇ヶ浜保育所	12	6			
	あゆみ保育所	70	68	79	71	61
	いずみ保育園	29	13	13	14	34
	わんぱく保育所	34	9	9	15	17
	こどものへや保育園	57	46	88	38	58
	まろみ保育所	90	75	75	85	85
	うえのやま学園認定こども園	56	47	47	39	37
	認定こども園立正幼稚園	61	53	59	43	40
	NUKU森の丘こども園			11	14	23
	合計	574	479	545	442	473

資料：子育て推進課（各年度3月末日現在）

◆乳児保育の入所者数は減少し、令和6年度当初の入所者が0人の保育所も。

乳幼児保育は現在 15 か所の公立保育所・私立保育所・認定こども園で実施しています。入所者数は年々減少傾向で推移しており、令和6年度の入所者は 34 人となっています。ただし0歳児の入所については、育児復帰等による年度途中入所の傾向があります。

【乳児保育（0歳児保育）の入所者数】

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	みどり保育所	2	2	3	2	2
	稲成保育所	2	0	6	3	6
	はやざと保育所	3	2	3	1	0
	もとまち保育所	2	3	2	2	5
	あゆかわ保育園	2	3	4	2	2
私立	芳養保育所	4	3	1	1	0
	会津保育所	6	3	6	3	2
	扇ヶ浜保育所	6				
	あゆみ保育所	5	0	4	2	5
	いずみ保育園	6	6	2	4	2
	わんぱく保育所	3	4	3	3	0
	こどものへや保育園	5	8	7	9	4
	まろみ保育所	9	4	6	8	3
	うえのやま学園認定こども園	3	6	4	2	1
	認定こども園立正幼稚園	4	2	3	1	0
	NUKU森の丘こども園		1	3	1	2
	合計	62	47	57	44	34

資料：子育て推進課（各年度4月1日現在）

◆低年齢児保育の入所者数は公立、私立ともに増加傾向。

低年齢児保育は現在、公立 13 か所、私立 10 か所の保育所・認定こども園で実施しています。

入所者数は令和4年度に 447 人まで減少しましたが、その後増加し令和6年度の入所者は 480 人となっています。

【低年齢児（3歳未満児）保育の入所者数】

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	牟婁保育所	5	4	5		
	みどり保育所	12	16	10	12	11
	日向保育所	15	9	10	8	14
	稲成保育所	30	30	27	28	31
	はやざと保育所	23	18	19	20	15
	もとまち保育所	31	23	22	17	25
	くりすがわ保育園	11	6	8	9	10
	ちかの保育園	2	2	1	1	5
	あゆかわ保育園	22	19	13	12	20
	秋津川保育所	3	2	1	1	0
	ひまわり保育園	0	0	1	5	2
	たんぽぽ保育園	8	4	2		
	湯ノ又保育園	1	3	0	1	0
	東保育園	2	4	1	2	0
	柳瀬保育園	1	8	1	5	2
私立	芳養保育所	15	16	13	16	17
	会津保育所	48	45	42	39	42
	扇ヶ浜保育所	24				
	あゆみ保育所	42	40	42	36	30
	いずみ保育園	32	33	33	36	36
	わんぱく保育所	28	24	23	25	25
	こどものへや保育園	35	35	36	37	38
	まろみ保育所	55	56	54	50	54
	うえのやま学園認定こども園	32	26	26	29	44
	認定こども園立正幼稚園	42	36	37	47	35
	N U K U 森の丘こども園		21	20	24	24
合計		519	480	447	460	480

資料：子育て推進課（各年度4月1日現在）

◆病児保育は登録者数が増加する一方、延べ利用日数は横ばいで推移。

病児保育の登録者数は広域化により年々増加しており、令和5年度の登録者数は 1,165 人となっています。

延べ利用日数については、横ばいで推移しています。

【病児保育の状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数（人）	701	907	997	1,068	1,165
延べ利用日数（人日）	274	280	275	271	276

資料：子育て推進課（各年度3月末現在）

◆ファミリーサポートセンター登録会員数は増加傾向にある一方、延べ利用件数は減少傾向で推移。

ファミリーサポートセンターの登録会員数は年々増加しており、令和6年度の登録会員数は1,209人となっています。延べ利用件数は、令和3年度以降減少傾向となっています。

【ファミリーサポートセンターの状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録会員数（人）	1,128	1,152	1,156	1,190	1,209
延べ利用件数（件）	1,021	894	1,206	886	853

資料：子育て推進課（各年度3月末現在）

◆幼稚園の園児数は減少傾向。

幼稚園は令和6年度現在9か所となっています。園児数は減少傾向にあります。

【幼稚園の状況】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園数（か所）		9	9	9	9	9
新庄幼稚園	定員数（人）	40	40	40	40	40
	児童数（人）	16	10	5	0	0
三栖幼稚園	定員数（人）	50	40	40	40	40
	児童数（人）	14	17	17	21	13
上秋津幼稚園	定員数（人）	30	40	40	40	40
	児童数（人）	14	14	10	6	5
中芳養幼稚園	定員数（人）	30	40	40	40	40
	児童数（人）	13	9	9	16	10
シオン幼稚園	定員数（人）	90	90	75	75	60
	児童数（人）	64	61	61	56	51
紀南幼稚園	定員数（人）	25				
	児童数（人）	21				
昭和幼稚園	定員数（人）	290	290	290	290	290
	児童数（人）	194	195	196	192	175
うえのやま学園認定こども園	児童数（人）	71	59	54	51	35
立正幼稚園	児童数（人）	32	27	30	16	16
NUKU森の丘こども園	児童数（人）		9	8	7	10
合計	児童数（人）	439	401	390	365	315

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

◆小学校の児童数は減少傾向。

小学校数は過去5年間変化していませんが、児童数は年々減少傾向にあり、令和6年度は3,002人となっています。

【小学校の状況】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数（校）		25	25	25	25	25
学級数（クラス）		206	200	204	200	200
児童数（人）	田辺第一小	192	181	162	150	143
	田辺第二小	343	310	311	305	298
	田辺第三小	252	247	216	200	180
	芳養小	280	266	243	234	222
	大坊小	22	21	21	19	20
	稲成小	177	164	162	153	156
	会津小	478	443	454	440	418
	新庄小	150	137	142	132	133
	新庄第二小	141	141	133	134	126
	三栖小	376	370	374	363	346
	長野小	12	11	13	15	16
	上秋津小	179	177	184	176	185
	秋津川小	16	12	13	12	14
	上芳養小	75	74	70	70	68
	中芳養小	127	121	123	114	116
	田辺東部小	331	330	292	269	271
	龍神小	16	11	10	12	12
	上山路小	31	24	19	18	15
	中山路小	35	32	31	29	23
	咲楽小	24	27	26	24	22
	中辺路小	55	53	46	44	37
	近野小	22	23	22	19	19
	鮎川小	116	103	99	91	87
	三里小	31	27	24	24	27
	本宮小	47	55	54	53	48
	合計	3,528	3,360	3,244	3,100	3,002

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

◆中学校の生徒数は減少傾向。

中学校数は過去5年間変化していませんが、生徒数は減少傾向で推移しており、令和6年度は1,596人となっています。

【中学校の状況】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数（校）		14	14	14	14	14
学級数（クラス）		88	90	88	89	90
生徒数（人）	東陽中	280	283	279	268	240
	明洋中	247	237	251	246	251
	高雄中	392	399	394	385	388
	新庄中	110	115	119	124	113
	衣笠中	219	227	226	223	222
	上秋津中	95	89	72	83	87
	秋津川中	13	10	9	5	4
	上芳養中	44	44	47	45	38
	中芳養中	50	55	52	60	61
	龍神中	73	76	65	59	49
	中辺路中	29	31	36	32	31
	近野中	10	10	12	13	14
	大塔中	65	60	63	57	54
	本宮中	45	39	41	36	44
	合計	1,672	1,675	1,666	1,636	1,596

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

◆放課後児童クラブの在籍児童数は横ばいで推移。定員超過の学童保育所も。

放課後児童クラブの在籍児数は増減しながら推移しており、令和6年度は定員の約9割の634人となっています。令和6年度時点で、在籍児数が定員を上回る放課後児童クラブは4か所となっています。

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況】

(人)

名称	定員	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西部学童保育所	40	41	39	33	29	32
芳養学童保育所	40	55	41	38	37	39
会津学童保育所	100	102	92	101	98	110
ひがし学童保育所	50	56	52	51	51	65
なんぶ学童保育所	50	59	56	59	66	77
三栖学童保育所	80	88	78	70	65	68
稲成学童保育所	40	49	46	51	40	44
上秋津学童保育所	60	46	43	44	45	46
中部学童保育所	40	18	24	27	22	26
鮎川学童保育所	40	22	25	22	20	23
中芳養学童保育所	40	23	25	29	30	39
新庄第二学童保育所	40	28	25	26	34	25
中辺路学童保育所	40	5	7	7	11	8
わんぱく学童保育所	40	38	36	33	36	32
合計	700	630	589	591	584	634

資料：子育て推進課（各年度4月1日現在）

(5) 母子保健の状況

◆令和5年度の配布数は令和元年度から121冊減少し335冊に。

母子保健手帳の交付数は減少傾向にあります。

【母子保健手帳の交付数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手帳交付数（冊）	456	464	422	347	335

資料：健康増進課（各年度3月末日現在）

◆妊婦健康診査、妊婦歯科健診ともに減少傾向。

妊婦健康診査の件数は減少傾向で推移しています。

妊婦歯科健診の受診者は令和3年度以降減少傾向で推移しています。

【妊婦健康診査、妊婦歯科健診の受診者数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦健康診査（件）	429	426	408	332	325
妊婦歯科検診（人）	163	146	158	143	127

資料：健康増進課（各年度3月末日現在）

◆乳児死亡数は近年増加。

乳児死亡数は、近年増加しています。

【乳児死亡数】

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
乳児死亡数（人）	0	1	1	3	3

資料：和歌山県の人口動態統計

◆産後ケア事業の利用者数は令和3年度に増加したものの、その後減少傾向。

産後ケア事業の利用者数は、3年度に大きく増加し、令和4年度以降は減少傾向で推移しています。

【産後ケア事業の利用数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
産後ケア利用数（件）	590	458	731	712	610

資料：健康増進課（各年度3月末日現在）

◆すべての健診・相談が9割台後半の受診（受相）率で推移。

乳幼児健康診査、乳幼児相談は、月齢に関わらず高い受診率になっています。

【乳幼児健康診査の受診者数】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4か月児健診	対象者数（人）	396	441	416	386	323
	受診数（人）	385	429	406	371	311
	受診率（%）	97.2	97.3	97.6	96.1	96.3
7か月児健診	対象者数（人）	393	288	409	403	326
	受診数（人）	386	288	409	402	316
	受診率（%）	98.2	100.0	100.0	99.8	96.9
1歳6か月児健診	対象者数（人）	437	423	406	392	392
	受診数（人）	436	415	409	388	388
	受診率（%）	99.8	98.1	100.7	99.0	99.0
3歳6か月児健診	対象者数（人）	454	519	487	429	419
	受診数（人）	445	493	479	418	409
	受診率（%）	98.0	95.0	98.4	97.4	97.6

【乳幼児相談の受相者数】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
11か月児相談	対象者数（人）	418	315	411	430	315
	受相数（人）	412	309	400	424	345
	受相率（%）	98.6	98.1	97.3	98.6	109.5
2歳児相談	対象者数（人）	446	389	417	411	353
	受相数（人）	460	393	398	410	372
	受相率（%）	103.1	101.0	95.4	99.8	105.4

資料：健康増進課（各年度3月末日現在）

◆むし歯の罹患率は、1歳6か月児健診では1.0%以下で推移。

むし歯の罹患率は1歳6か月児健診で令和2年度が最も高く1.0%となっています。3歳6か月児健診では令和元年度が最も高く17.1%となっています。

【むし歯の罹患率】

(%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1歳6か月児健診	0.9	1.0	0.7	0.2	0.8
3歳6か月児健診	17.1	11.8	9.2	11.0	7.9

資料：健康増進課（各年度3月末日現在）

◆仕上げ磨きをしている保護者の割合は減少。

仕上げ磨きをする保護者の割合（１歳６か月児）は、「保護者が毎日、仕上げ磨きをしている」は7割を超えて推移している一方で、令和２年度以降減少傾向となっています。

【仕上げ磨きをする保護者の割合（１歳６か月児）】

	(%)				
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
保護者が毎日、仕上げ磨きをしている	71.3	75.3	73.3	72.8	71.6
保護者だけで磨いている	23.3	21.0	24.8	24.7	23.2
子どもだけで磨いている	4.7	3.0	1.4	2.5	3.2
子どもも保護者も磨いていない	0.7	0.7	0.5	0.0	2.1

資料：健康増進課（各年度３月末日現在）

◆母子保健推進員活動は大きく減少し、そのほかの訪問指導についても減少傾向で推移。

母子保健推進員活動については、令和２年度に大きく減少し、その後減少傾向となっていました。令和５年度に増加に転じています。

訪問指導の件数は、令和元年度以降減少傾向で推移しています。

未熟児訪問件数は、増減を繰り返しながら推移しています。

【訪問指導等の状況】

	(件)				
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
母子保健推進員活動	300	62	62	51	75
赤ちゃん訪問指導	409	376	393	356	320
訪問指導	842	773	772	706	645
未熟児訪問（再掲）	35	17	35	28	32

資料：健康増進課（各年度３月末日現在）

◆出生数の減少に伴い、相談人数も減少。

発達相談の延べ人数は減少傾向にあります。

【相談事業の状況】

	(人)				
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
発達相談	314	301	261	263	253

資料：健康増進課（各年度３月末日現在）

◆コロナ禍から復調し参加者が増加傾向にある教室や講演会も。

すくすく教室や子育て講演会、栄養教室など、令和３年度以降増加傾向となっています。

【その他教室等の状況】

	(人)				
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
マタニティスクール	60	30	3	33	25
すくすく教室	67	0	0	14	29
子育て講演会	35	0	0	16	44
栄養教室（離乳食）	68	38	5	27	38
パパママ教室	156	50	20	75	99

資料：健康増進課（各年度３月末日現在）

(6) 各種手当・助成制度の状況

◆児童扶養手当は減少傾向。特別児童扶養手当などは増加傾向に。

各種手当の状況をみると、児童手当の受給者は減少が続いており、特別児童扶養手当や重度障害者等福祉年金の受給者は増加傾向となっています。

【各種手当の受給者数】

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童手当	4,424	4,296	4,144	3,914	3,763
児童扶養手当	869	845	801	757	737
特別児童扶養手当	193	193	213	218	233
重度障害者等福祉年金	189	205	225	241	261
障害児福祉手当	42	41	38	34	42

資料：市民課、障害福祉室（各年度3月末日現在）

◆いずれの医療費助成受給者も減少傾向に。

いずれの助成も受給者は減少しています。

【各種助成の受給者数】

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
こども医療費助成	7,728	7,504	7,331	7,102	6,817
ひとり親家庭等医療費助成	1,487	1,476	1,393	1,347	1,224
重度心身障害児（者）医療費助成	55	50	49	42	44

資料：保険課（各年度3月末日現在）

(7) 子育て支援のための地域資源

◆民生委員・児童委員数は横ばいで推移。1人あたり担当世帯数は増加。

民生委員・児童委員の数は255人前後で推移しています。

1人あたりの担当世帯数は増加傾向となっています。

【民生委員・児童委員の状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員・児童委員数（人）	257	260	260	250	255
うち男性委員（人）	120	121	120	117	120
うち女性委員（人）	137	139	140	133	135
1人あたり担当世帯数（世帯）	145	145	145	149	149
主任児童委員数（人）	24	24	24	23	24

資料：福祉課（各年度3月末日現在）

◆児童館の利用者数はコロナ禍前の水準に復調傾向。

児童館の利用者数は、コロナ禍の影響で大人も子どもも令和2年度に大きく減少していましたが、令和5年度からコロナ禍前の水準に復調しつつあります。

【児童館の利用者数】

		(人)				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
芳養児童センター	大人	1,794	297	235	302	475
	子ども	5,407	2,477	1,205	3,226	4,324
	計	7,201	2,774	1,440	3,528	4,799
末広児童館	大人	1,565	768	1,208	1,717	1,846
	子ども	8,803	2,867	4,213	3,909	5,180
	計	10,368	3,635	5,421	5,626	7,026
天神児童館	大人	1,765	2,267	2,369	1,991	2,668
	子ども	7,139	4,889	4,786	4,638	5,883
	計	8,904	7,156	7,155	6,629	8,551
計	大人	5,124	3,332	3,812	4,010	4,989
	子ども	21,349	10,233	10,204	11,773	15,387
	計	26,473	13,565	14,016	15,783	20,376

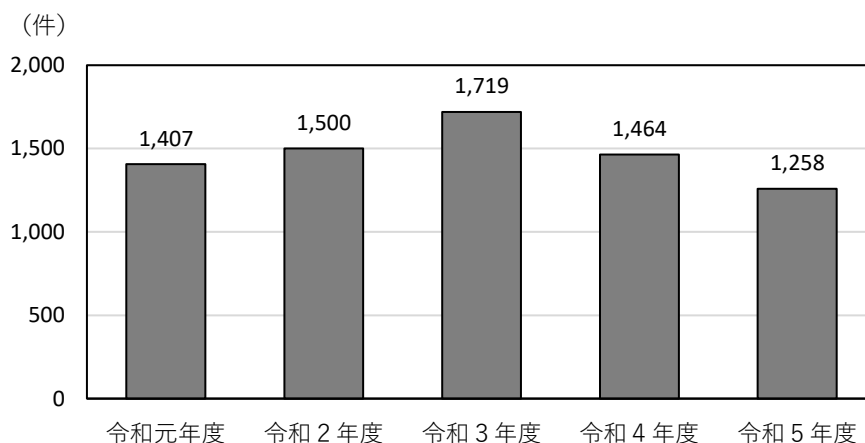
資料：児童館（各年度3月末日現在）

(8) 子どもの虐待に関する状況

◆虐待対応件数は令和3年度と比較し461件の減少。

虐待対応件数は令和3年度に1,719件まで増加しましたが、その後減少し令和5年度には1,258件となっています。

【虐待対応件数】



資料：子育て推進課（各年度3月末日現在）

◆ネグレクトでの新規登録の人数が近年増加。

要対協（田辺市児童問題対策地域協議会）登録児童数についてみると、登録人数は令和2年度以降減少が続いています。そのうち新規登録人数について内訳をみると、ネグレクトの人数が令和3年度以降増加しています。

【要対協（田辺市児童問題対策地域協議会）登録児童数】

(人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的虐待	登録人数	37	49	41	31	22
	うち新規	14	16	5	5	5
ネグレクト	登録人数	101	103	108	106	98
	うち新規	23	14	9	13	24
心理的虐待	登録人数	66	86	78	66	40
	うち新規	51	33	16	11	6
性的虐待	登録人数	1	2	1	1	1
	うち新規	0	1	0	1	0
合計	登録人数	205	240	228	204	161
	うち新規	88	64	30	30	35

資料：子育て推進課（各年度3月末日現在）

② 各種調査結果からみる現状

本計画の基礎資料とするため実施した、「田辺市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」や当事者からの意見聴取の結果から主な内容を掲載しています。

(1) 田辺市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

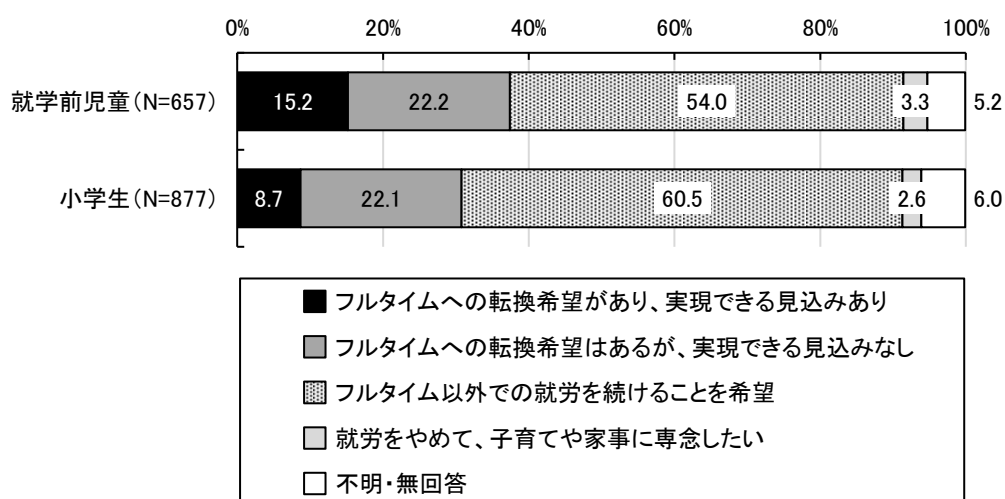
▼調査概要

調査地域	田辺市全域
調査対象者	本市在住の小学校、支援学校、幼稚園、保育所、認定こども園に通学(園)されている子ども全員及び幼稚園、保育所、認定こども園に通園していない就学前児童 400 人の保護者を無作為抽出にて実施
調査期間	令和6年1月31日(水)～2月20日(火)
調査方法	教育・保育施設または学校を通じた配布・回収(一部、郵送による回収も含む) また、各調査にはWebフォーマットによる回答も可能とした
回収結果	就学前児童の保護者： 配布数 2,316 件、有効回収数 1,626 件、有効回収率 70.2% 小学生の保護者： 配布数 3,136 件、有効回収数 1,945 件、有効回収率 62.0%

◆フルタイム勤務への転換希望について

就学前児童、小学生のフルタイム以外で就労中(育休中等含む)母親のフルタイムへの転換希望についてみると、ともに「フルタイム以外での就労を続けることを希望」が最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みなし」となっています。

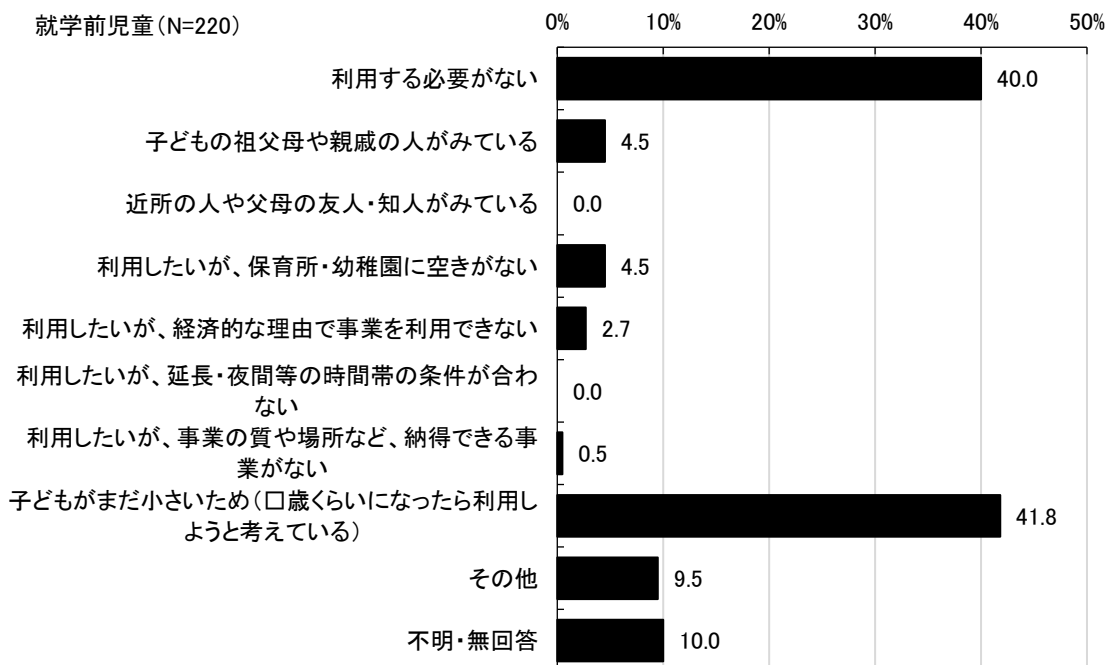
【就学前児童保護者・小学生保護者(母親)】



◆幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育事業」を利用していない理由について

利用していない理由についてみると、「子どもがまだ小さいため（□歳くらいになったら利用しようと考えている）」が41.8%と最も高くなっています。「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」の回答は2.7%となっています。

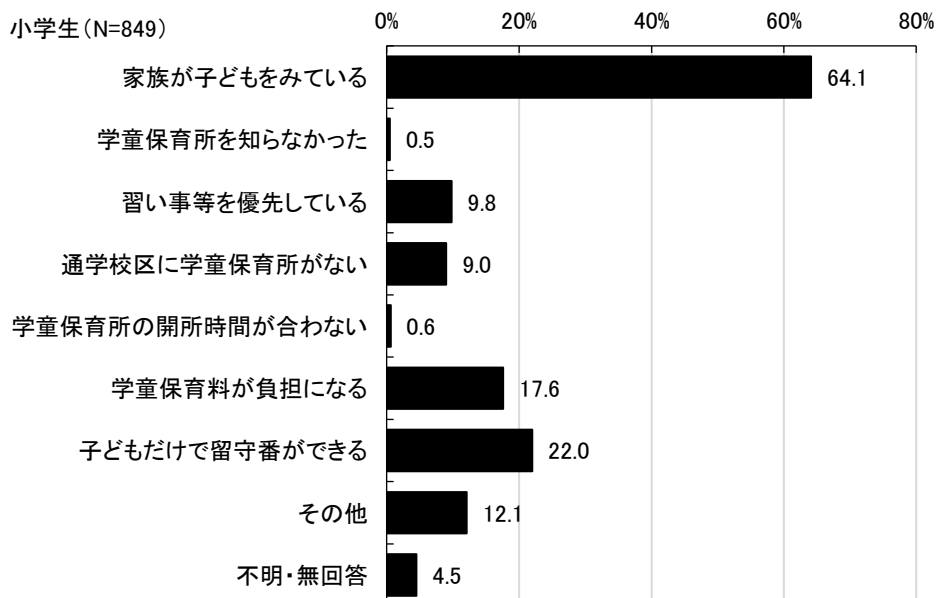
【就学前児童保護者】



◆学童保育を利用したことがない理由について

利用したことがない理由についてみると、「家族が子どもをみている」が64.1%と最も高くなっており、次いで「子どもだけで留守番ができる」、「学童保育料が負担になる」となっています。

【小学生保護者】



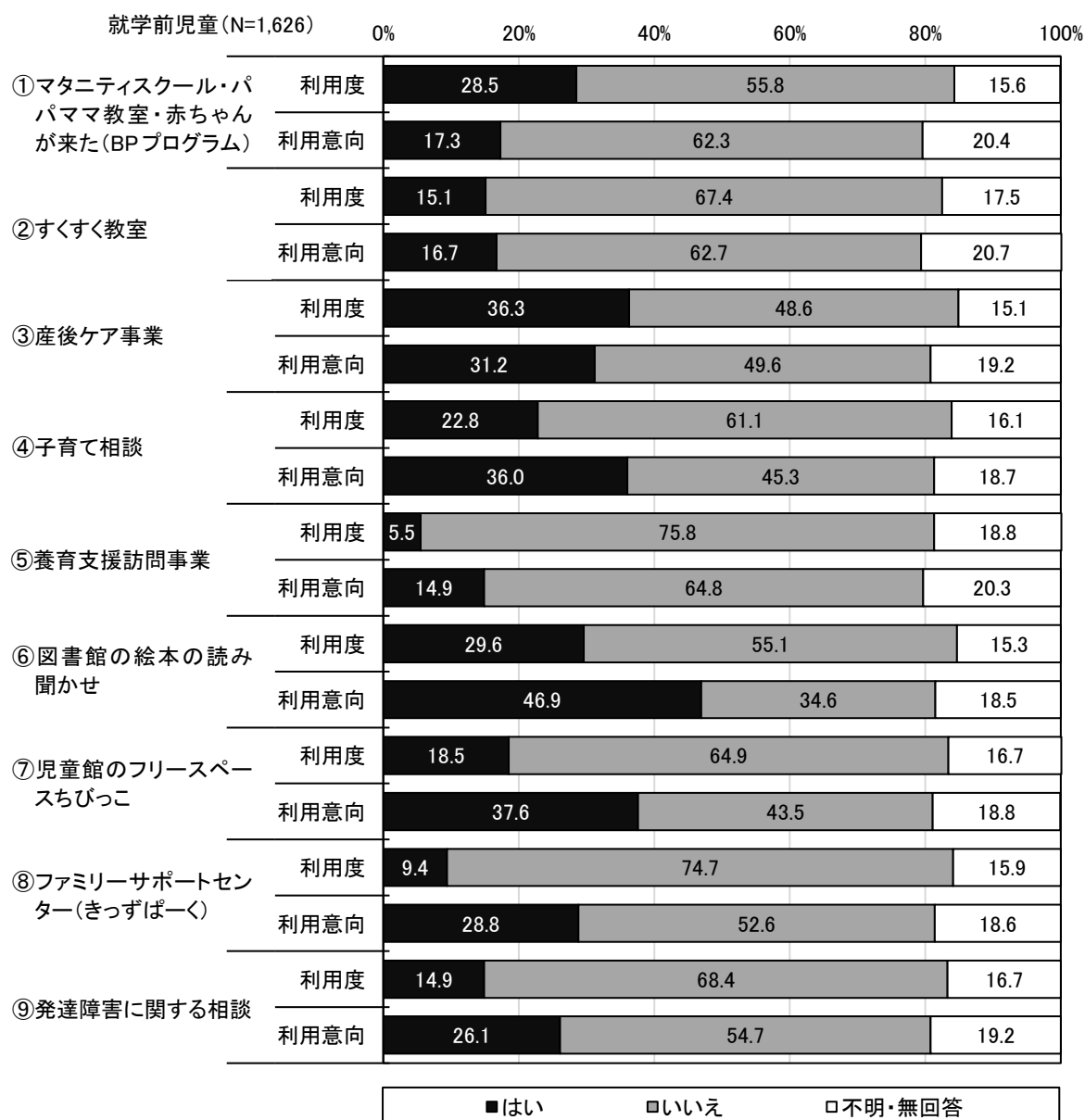
◆子育てを支援する事業の利用度や利用意向について

利用度についてみると、【①マタニティスクール・パパママ教室・赤ちゃんが来た（BP）】【③産後ケア事業】【④子育て相談】【⑥図書館の絵本の読み聞かせ】では「はい」（利用している／利用したことがある）が2割以上となっています。

利用意向についてみると、【③産後ケア事業】【④子育て相談】【⑥図書館の絵本の読み聞かせ】【⑦児童館のフリースペースちびっこ】では「はい」（利用したい）が3割以上となっています。

利用度と利用意向の差をみると、【⑧ファミリーサポートセンター（きっずぱーく）】が19.4ポイントと最も差が大きくなっています。

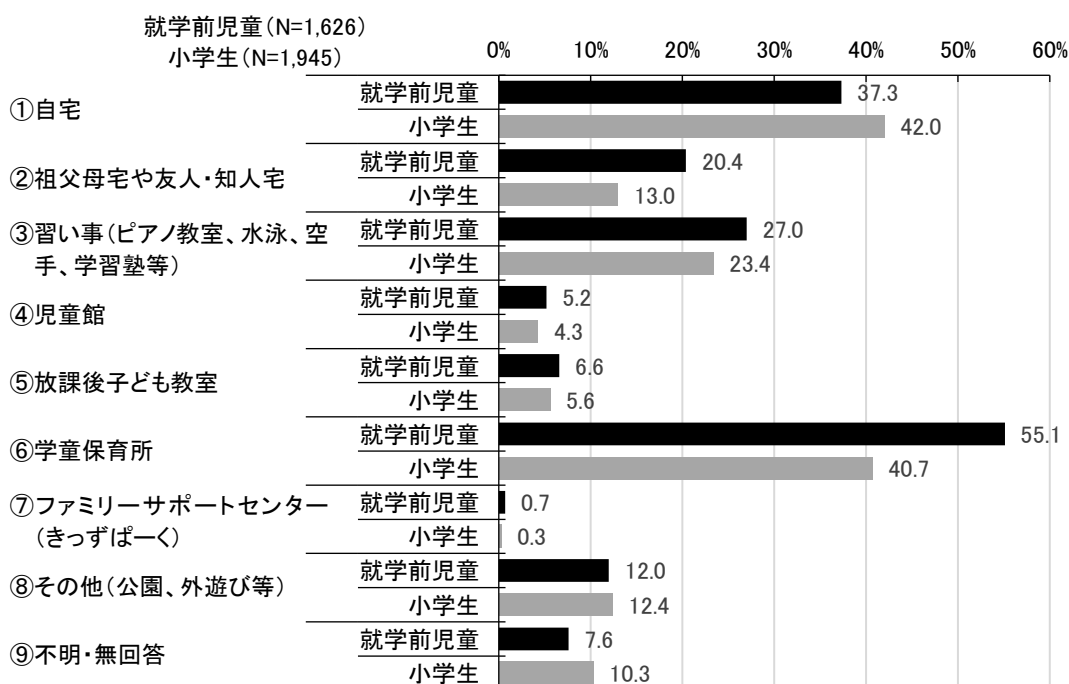
【就学前児童保護者】



◆放課後（平日の小学校終了後）の時間に過ごさせたい場所について（低学年の時期）

子どもが低学年の時期についてみると、就学前児童保護者では【⑥学童保育所】が最も高く、小学生保護者では【①自宅】が最も高くなっています。

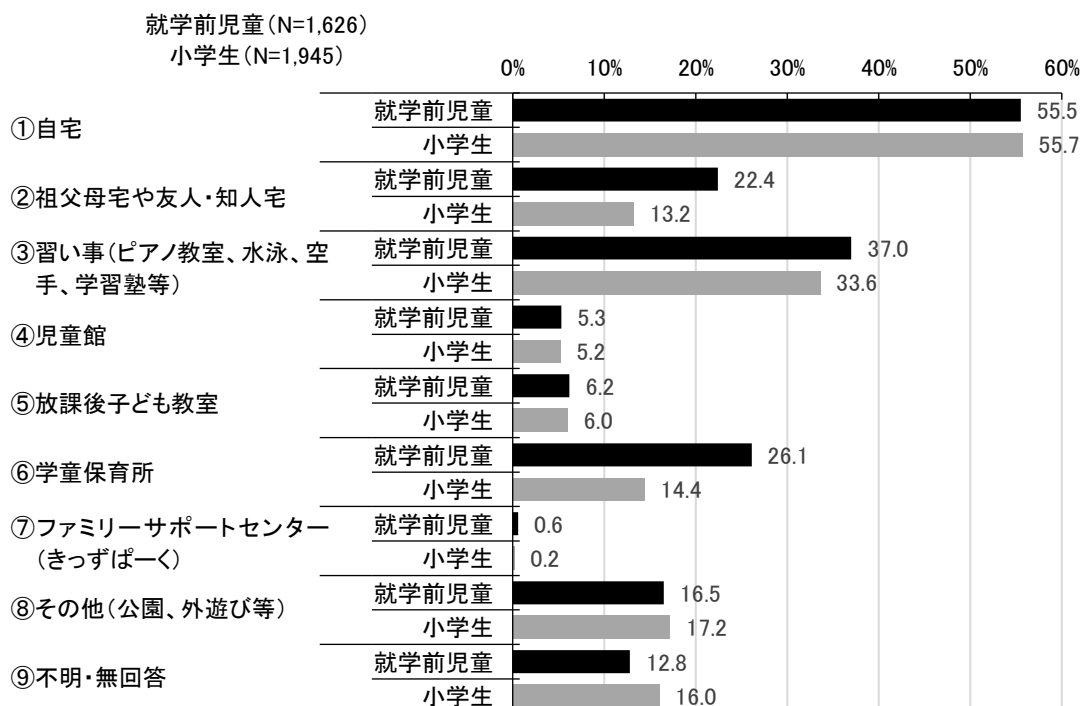
【就学前児童保護者・小学生保護者】



◆放課後（平日の小学校終了後）の時間に過ごさせたい場所について（高学年の時期）

子どもが高学年の時期についてみると、就学前児童保護者、小学生保護者ともに【①自宅】が最も高くなっています。

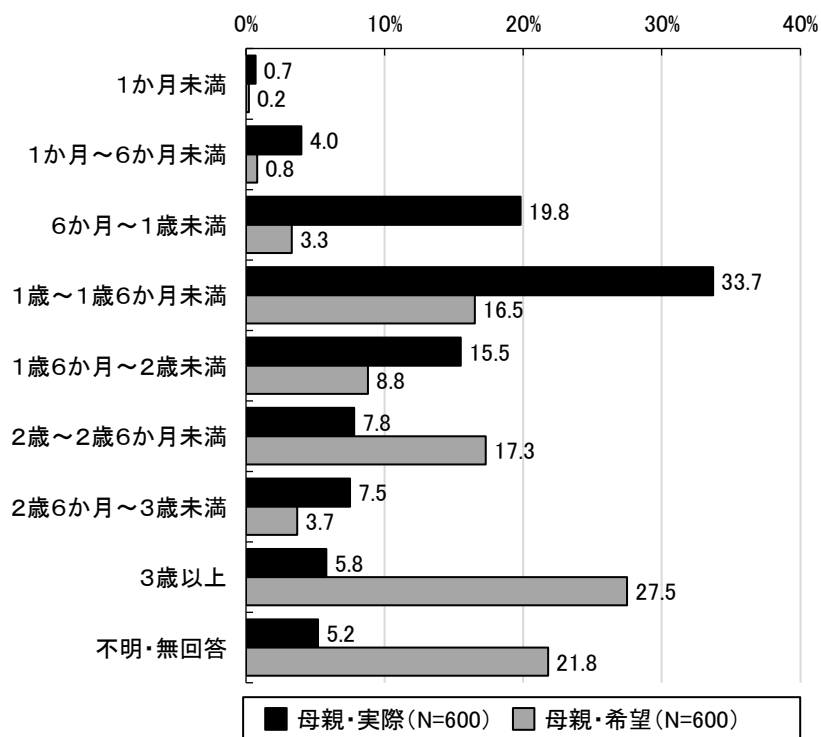
【就学前児童保護者・小学生保護者】



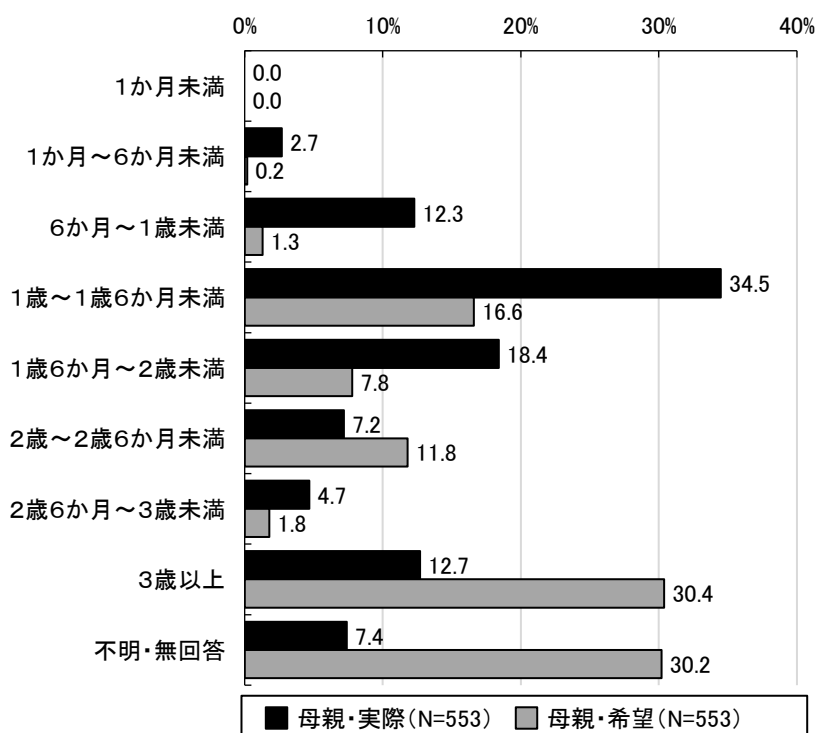
◆育児休業取得後の復帰時期の希望と実際の時期について

育児休業取得後の復帰時期の希望と実際の時期についてみると、就学前児童の母親、小学生の母親ともに、希望では「3歳以上」が最も高くなっています。一方で実際では「1歳～1歳6か月未満」が最も高くなっています。

【就学前児童保護者（母親）】



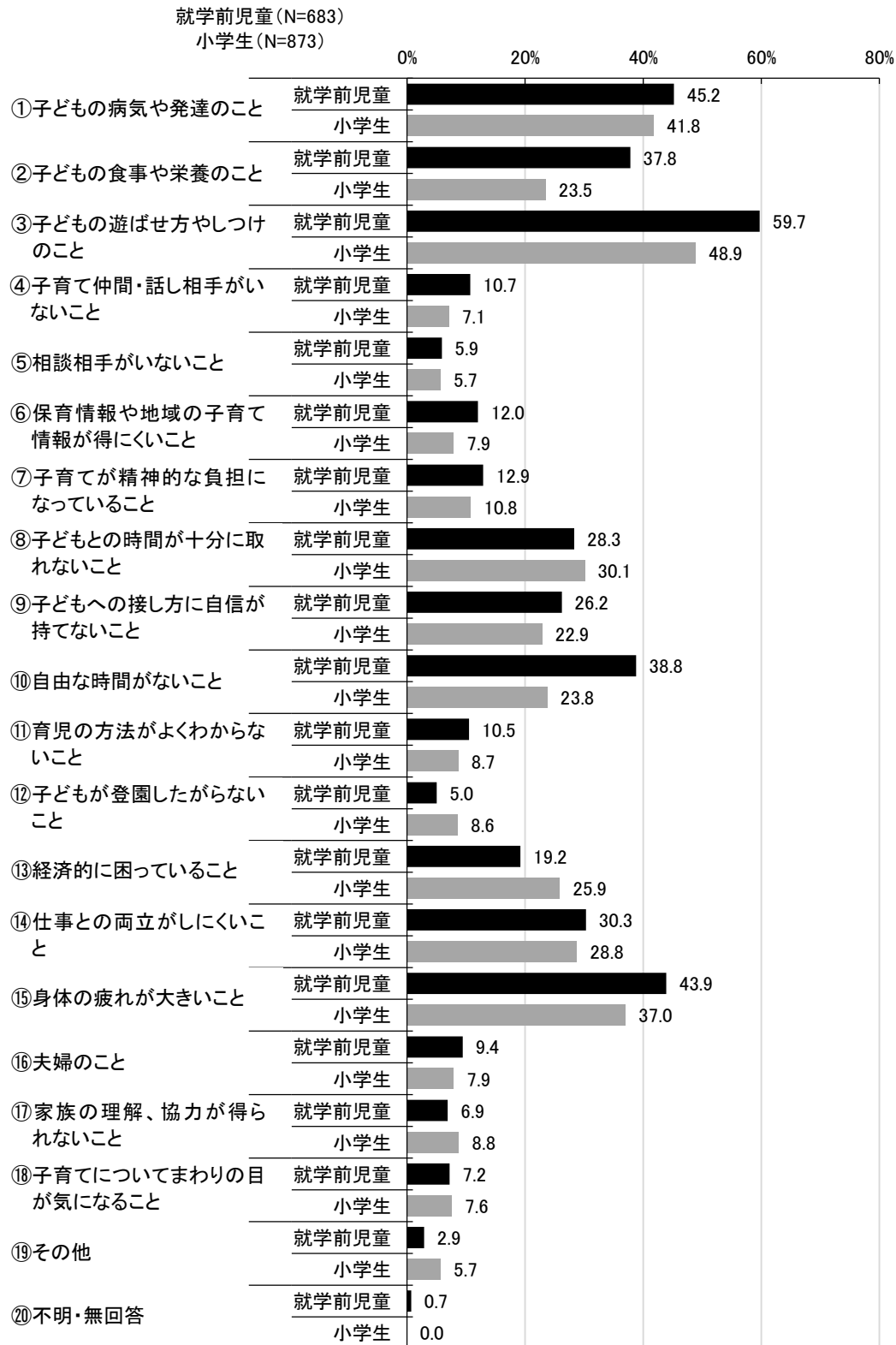
【小学生保護者（母親）】



◆子育てに関して困ったこと、悩んだことについて

子育てに関して困ったこと、悩んだことについてみると、就学前児童保護者、小学生保護者ともに【③子どもの遊ばせ方やしつけのこと】が最も高く、次いで【①子どもの病気や発達のこと】【⑮身体の疲れが大きいこと】となっています。

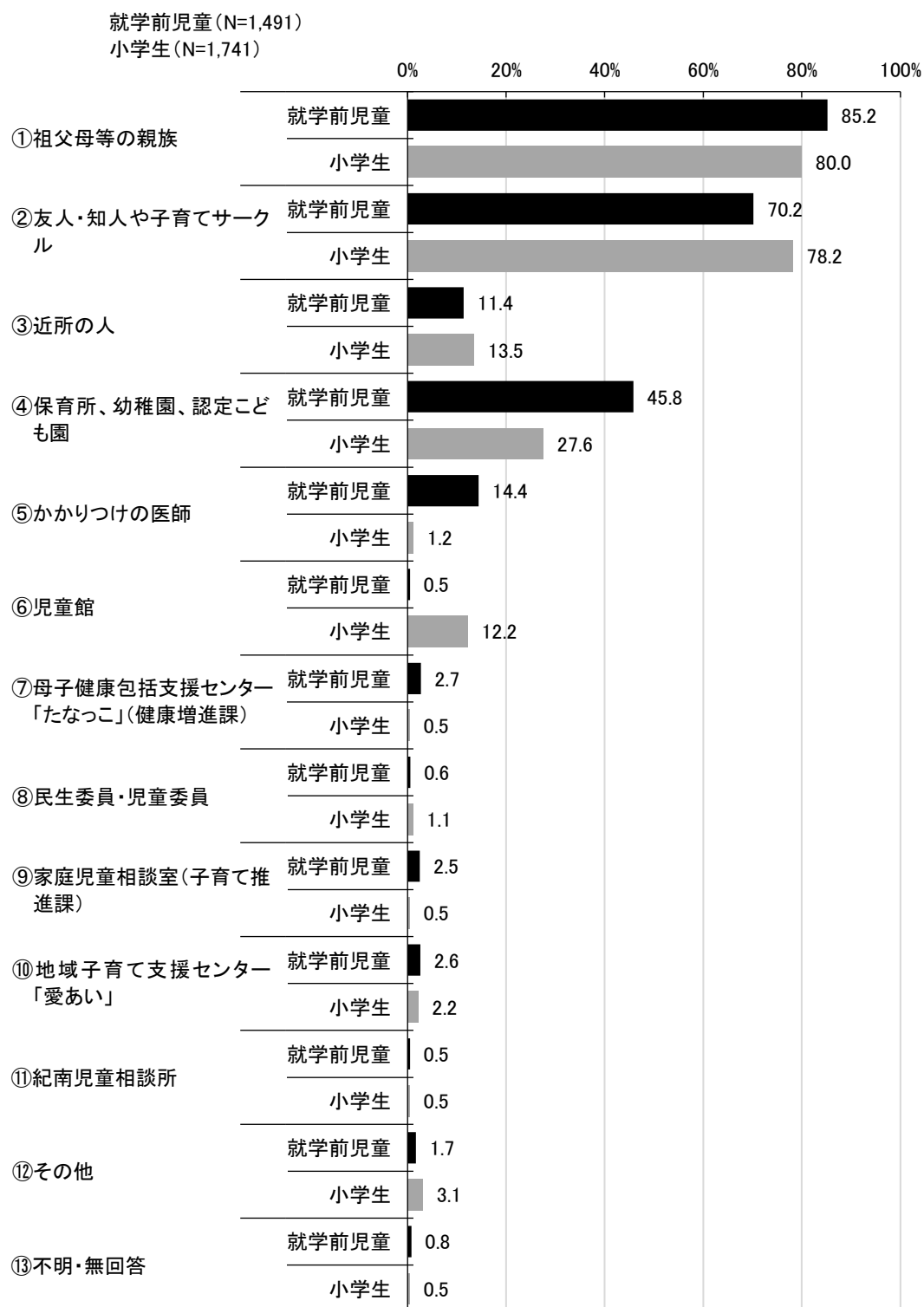
【就学前児童保護者・小学生保護者】



◆子育てをする上での相談先について

子育てをする上での相談先についてみると、就学前児童保護者、小学生保護者ともに【①祖父母等の親族】が最も高く、次いで【②友人・知人や子育てサークル】【④保育所、幼稚園、認定こども園】となっています。

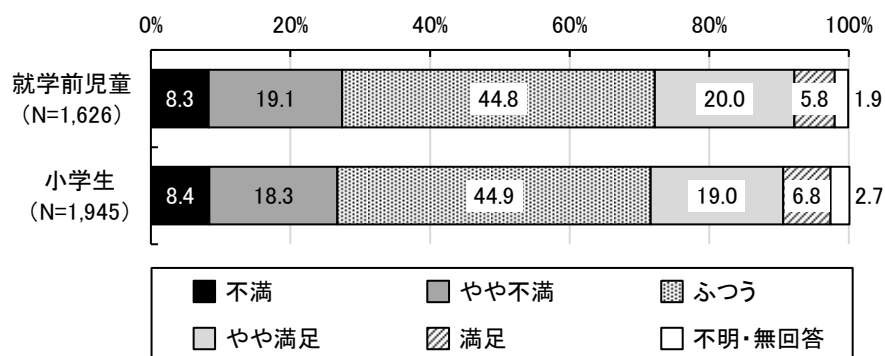
【就学前児童保護者・小学生保護者】



◆お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について

子育ての環境や支援への満足度についてみると、就学前児童保護者、小学生保護者ともに【満足】（「満足」と「やや満足」の合計）より、【不満】（「不満」と「やや不満」の合計）の方が回答割合が高くなっています。

【就学前児童保護者・小学生保護者】



③ 課題のまとめ

(1) 子育て家庭を地域みんなで応援するまち

前回計画評価
結果より



- お誕生日カード郵送時に子育て支援事業に関する情報を同封することで、施設利用や交流の場への参加につながっている。
- 家庭相談員の体制充実を図り、関係機関との連携を強化したことで、子どもや家庭の福祉向上に取り組んだ。
- 老人クラブが、登下校の見守りや昔の遊びなどで児童と交流しているが、老人クラブの解散等により交流の機会が減少する恐れがある。
- 子育てサークルをリーダーとしてまとめる人がいないため、継続が難しくなっている。

※●は実績、○は課題

- 子育てに関する困ったことや悩みについて、就学前児童、小学生保護者ともに「子育て仲間・話し相手がない」「相談相手がない」の割合も一定数あります。
- 相談できる相手について、就学前児童、小学生保護者ともに親族や友人・子育てサークルが最も高く、「近所の人」は十数パーセントとなっています。

住民アンケート
結果より



前回計画評価や住民アンケートの結果を受けて・・・



今後の方向性

- ▼アンケートより、「子育て仲間や話し相手、相談相手がない」との回答があり、頼ることができずに孤立している子育て家庭があると考えられるため、地域全体で見守っていく体制を強化していくことが重要です。
- ▼人材不足により親同士の交流やつながる機会が減少しているため、子育て支援に関する情報の提供や相談体制の強化に引き続き取り組み、子育てをする親同士の情報交換や交流を促進する必要があります。
- ▼子育て家庭や子どもを支える地域での活動が人材不足により減少しているため、地域住民の意識醸成や人材確保に向けた取組を行うことが重要です。

(2) 子育てと社会参加が両立したまち

前回計画評価 結果より



- 保護者の復職や休日の就労に対応するため、保育士の配置等の環境整備を行うなど、ニーズに対応した保育を提供している。
- パパママ教室は参加者からの評価も高く、休日開催やWeb申し込みができるようになったことから参加者が増加している。
- さまざまなテーマで男女共同参画を学ぶ講座を開催しているが、女性の参加者が多いため男性の参加者も増えるよう工夫したい。
- 子育てしながら働きやすい環境を整備するため、企業や市内事業所に対して引き続き啓発を進めていく必要がある。

※●は実績、○は課題

- フルタイムへの転換希望について、就学前、小学生児童の母親の結果をみると「フルタイム以外での就労を続けることを希望」の割合が半数以上と最も高くなっていますが、「転換希望はあるが実現できる見込みなし」が次いで高くなっています。
- 母親の育児休業復帰の希望と実際の時期について、希望では「3歳以上」が最も高い一方、実際の復帰時期は「1歳～1歳6か月未満」が最も高くなっています。

住民アンケート 結果より



前回計画評価や住民アンケートの結果を受けて・・・



今後の方向性

- ▼働き方の多様化や働く女性の増加により、子育てと仕事を両立できるような保育等の支援に対するニーズは高まるが見込まれるため、保育士の配置等の環境整備を引き続き行うとともに、支援する側を支援する環境整備にも注力することが重要です。
- ▼育児休業からの復帰時期について、希望と実際の時期に差があることから、子育てと仕事の両立をサポートするための周囲の理解や育児休業の取得について、企業や事業所に対する周知啓発や理解促進に取り組む必要があります。
- ▼希望する働き方で働けていない方がおり、子どもを見てもらえる環境の整備など、保護者のニーズに対応することが必要です。

(3) 子育てを楽しむ環境が整ったまち

前回計画評価 結果より



- 公民館における住民主体の子育てサークルや保育所の園庭解放などは、保護者同士の交流や悩みを相談できる場となっている。
- ホームページや資料配布により、子育てに関する情報に簡単にアクセスできる環境を整備している。
- 家庭学習支援講座には、母親だけでなく父親との参加もみられるが、参加者が固定化しており、ニーズ把握や情報周知の強化が必要。
- 支援を必要とする家庭が増加する中で、スクールカウンセラー等の人材確保や資質向上を図ることが求められている。

※●は実績、○は課題

- 地域の子育て環境や支援への満足度について、就学前児童、小学生保護者ともに「ふつう」が最も高くなっていますが、ともに「満足」より「不満」の割合がやや高くなっています。
- 子育て支援事業の利用意向や利用度について、「ファミリーサポートセンター」「発達障害に関する相談」などは意向に対して利用度が低くなっています。

住民アンケート 結果より



前回計画評価や住民アンケートの結果を受けて・・・



今後の方向性

- ▼保護者同士が集える場所や子育てに関する情報に簡単にアクセスできる環境が整備されているため、アップデートを行いながら引き続き子育てしやすい環境を提供していくことが重要です。
- ▼支援を必要とする家庭の増加や相談内容が多様化している中で、支援する人材の不足や、多様な内容に対応できる人材の育成を図る必要があります。
- ▼子育て支援事業について、認知度や利用意向については高い一方で利用度が低くなっている事業があることから、実際の利用につなげるための、環境整備を行っていく必要があります。

(4) 子どもが健康（健やか）で安全に育つ安心できるまち

前回計画評価 結果より



- 支援が必要であっても支援に結び付きにくい方がいるため、産前・産後サポートを通じた妊娠期から一貫した支援の実施や令和6年度からアウトリーチ型の産後ケアを実施している。
- 妊娠中から継続的に支援することができる体制づくりを図る。
- 整備や補修を行うことで、安心して子どもたちを遊ばせることができ、市民が憩える公園として利用されている。
- 子どもたちの見守りを行う担い手が不足してきているため、いかに住民一人ひとりの担い手意識を醸成していくかが課題。

※●は実績、○は課題

- 子育てにおける困りごとや悩みについて、就学前児童、小学生保護者ともに「病気や発達」の割合が高くなっています。就学前児童保護者においては「食事や栄養」の割合も高くなっています。
- 放課後にどのような場所で過ごさせたいかについて、就学前児童保護者については、低学年時には「学童保育所」、高学年時には「自宅」、小学生保護者は、低学年時、高学年時ともに「自宅」の割合が高くなっています。

住民アンケート 結果より



前回計画評価や住民アンケートの結果を受けて・・・



今後の方向性

- ▼世帯人員の減少や働く女性の増加により、放課後に一人で過ごす児童や学童保育等を利用するニーズが高まると考えられ、人員の確保や地域での見守りを行う住民の担い手意識醸成を図ることが重要です。
- ▼支援が必要と判断される場合でも支援に結び付きにくい方がいるため、妊娠期から継続して一貫した支援を提供できる体制づくりが重要です。
- ▼子育てに関して、病気や発達、食事や栄養について悩んでいる方が多いため、発達の相談にすぐに対応できる体制の整備や、食事や栄養だけでなく子育てについての情報をさまざまな機会を通して提供していくことが重要です。

(5) さまざまな家庭の状況に応じた支援体制が整ったまち

前回計画評価 結果より



- 家庭環境への配慮が必要な児童を多く受け入れている保育所に対し、加配を行うことできめ細やかな保育を行える環境整備を図った。
- 虐待の個々のケースに対応できるよう、職員の技術や知識向上のための研修、実効性のある協議会運営、虐待防止のための啓発が必要。
- 必要とする人に支援が行き届くように、引き続きさまざまな機会を通じて事業の周知や利用促進を図る必要がある。
- 相談内容によっては、不安を持っている保護者が迅速に相談できない状況があるため、相談員の確保について課題がある。

※●は実績、○は課題

- 就学前児童保護者では、定期的な教育・保育事業を利用していない理由として「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」という方がいます。
- 小学生保護者では、学童保育の利用をやめた、利用したことがない理由として「学童保育料が負担」といった回答が一定数あります。
- 子育てに関する困ったことや悩みについて、就学前児童、小学生保護者ともに「遊ばせ方やしつけ」が最も高くなっています。

住民アンケート 結果より



前回計画評価や住民アンケートの結果を受けて・・・



今後の方向性

- ▼多様化する相談内容に対応するための職員の資質向上を図る取組や、不安を抱える保護者が迅速に相談につながるような体制の強化など、必要とする人に支援が行き届くようにする取組に注力することが重要です。
- ▼経済的な負担を理由として、定期的な教育・保育事業や学童保育を利用していない方が一定数いるため、困窮する世帯に対する支援の充実や支援制度の周知啓発を行う必要があります。
- ▼子育てに関して、子どもの遊ばせ方やしつけについて悩んでいる方が多く、放っておくとネグレクトや虐待につながる可能性があるため、さまざまな機会を通して保護者への情報提供を行っていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

① 基本理念

豊かな未来の創造に向け、
子どもの健やかな成長をみんなで支える社会の醸成

本市では第1期計画より、「豊かな未来の創造に向け、子どもの健やかな成長をみんなで支える社会の醸成」を基本理念とし、子育て支援施策の充実に努めてきました。今後も、上記の基本理念のもと、本計画の推進により、子ども・親の育ちと子育てを行政や関係機関、地域が連携しながら支援し、さまざまな取組を通じて子どもの健やかな成長、子どもや子どもを育てる親の豊かな未来を実現できるまちづくりを進めます。

② 基本的視点

本計画の推進にあたっては、これまで取り組んできた方向性を踏まえ、以下の5つを基本的視点とし、子どもや子どもを育てる親の豊かな未来を実現できるまちを目指します。

(1) 保護者の親育ちの支援

子どもの成長とともに自身も学び成長していく親を、行政や関係機関、地域の人々が連携し支援していくことで、家庭全体の健全な成長を促進できる子育て環境を構築していくことが重要です。

(2) 子どもの視点に立った支援

「こどもまんなか社会」の考え方に基づき、子どもの人格や個性、意見を尊重し、子どもの幸せを第一に考える社会を目指すことが重要です。また、次世代の親づくりという視点から長期的な視野に立って、豊かな人間性、自立性を育む環境づくりが必要です。

(3) 家庭をはじめ社会全体での支援の仕組みづくり

支援が必要な人の増加や働き方、価値観の変化など、社会や子育て家庭を取り巻く環境が移り変わっている中で、子育て家庭のニーズに即した支援を充実させ、身近な地域で安心して子育てができる環境を整えるため、行政や関係機関、地域社会全体で切れ目のない支援が提供できる仕組みづくりの促進が重要です。

(4) 地域の特性をふまえた総合的、主体的な支援

子育てと仕事の両立支援のみならず、すべての子どもと家庭への支援という観点から、地域活動団体や民間事業者、各種施設、その他のさまざまな地域の社会資源を活用しながら、本市の特性を踏まえた、適切なサービスの量及び質を確保する総合的で主体的な取組を進めることが重要です。

(5) 子育てと仕事が両立できる環境づくり

働き方の多様化や結婚・子育てに対する考え方が変化している中で、柔軟な働き方の選択や育児休業の取得率向上のために、企業等への啓発や情報提供を行い、男女ともに安心して子育てと仕事が両立できる環境づくりを進め、互いに協力しあって楽しい子育てができるための環境づくりが必要です。

③ 基本目標

基本理念を基に、5つの基本目標を掲げます。

(1) 子育て家庭を地域の人みんなで応援するまち



(2) 子育てと社会参加が両立したまち



(3) 子育てを楽しむ環境が整ったまち



(4) 子どもが健康（健やか）で安全に育つ安心できるまち



(5) さまざまな家庭の状況に応じた支援体制が整ったまち



本計画では、基本目標に関連するSDGsと結び付けることで、持続可能な地域社会の形成に資する取組であることを市民及び職員に意識づけ、SDGs達成に貢献できるように子育て施策の取組を進めます。

④ 施策の体系

基本理念

豊かな未来の創造に向け、
子どもの健やかな成長をみんなで支える社会の醸成

基本的視点

- (1) 保護者の親育ちの支援
- (2) 子どもの視点に立った支援
- (3) 家庭をはじめ社会全体での支援の仕組みづくり
- (4) 地域の特性をふまえた総合的、主体的な支援
- (5) 子育てと仕事が両立できる環境づくり

基本目標① 子育て家庭を地域の人々で応援するまち

- 1 地域の子育てサービスの充実
- 2 地域支援ネットワークの確立

基本目標② 子育てと社会参加が両立したまち

- 1 保育サービス等の充実
- 2 両立支援の促進

基本目標③ 子育てを楽しむ環境が整ったまち

- 1 親を育てる環境づくり
- 2 健やかな成長のための環境整備
- 3 家庭教育への取組

基本目標④ 子どもが健康（健やか）で安全に育つ安心できるまち

- 1 健康の保持増進
- 2 生活環境の整備・充実
- 3 子どもの安全の確保

基本目標⑤ さまざまな家庭の状況に応じた支援体制が整ったまち

- 1 児童の権利擁護・児童虐待防止
- 2 障害のある子どもと家庭への支援
- 3 ひとり親家庭等への支援
- 4 子どもの貧困解消の推進

第4章 施策の展開

基本目標① 子育て家庭を地域みんなで応援するまち

①－１ 地域の子育てサービスの充実

① 子育て中の保護者の自主活動の育成・支援

- ・“地域での子育て”を主眼とした、各種の課題を解決するため、保護者間のネットワークを強化するための取組やグループ、サークルの育成・活動を支援します。

② 相談、支援サービスの充実

- ・日常の子育ての悩み等を地域の身近な場所で集い、相談できるような環境づくりを進めるとともに、子育てに関わる心配や問題に対して、適切な対応ができる専門スタッフによる相談事業等を充実させていきます。

③ 子どもの居場所づくり

- ・幼児期における子ども同士の関わりは、心身の発達や社会性を身につける点からも非常に重要な体験となります。さらに年齢を重ねるにつれて、子どもはさまざまな交流により大きく成長することとなります。このため、地域の「子育て力」を高め、地域における多様な居場所づくりと体験・交流の機会の充実に取り組みます。

④ 健全育成のための組織の連携

- ・市内には、芳養児童センター、末広児童館及び天神児童館があり、地域の子どもたちの遊びや学習の拠点となっています。今後も地域における子どもたちの健全育成の場として、利用者のニーズに応じた機能の充実、改善を進め、子どもの視点が尊重された場となるように努めます。また、健全育成のための行政、関係機関、関係団体の連携を強化していきます。

⑤ 妊娠期からの伴走型相談支援

- ・妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ります。

⑥ こども家庭センターの機能強化及び地域子育て相談機関の整備

- ・全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの一体的な相談支援等をこども家庭センターで行うとともに、身近な子育て支援の場（保育所等）において地域子育て相談機関の整備に努めます。

①－２ 地域支援ネットワークの確立

① 子育て交流の充実

- ・地域の高齢者と子どもの交流や、子どもクラブ活動等を通した子ども同士、保護者同士の交流など、地域における多様な交流の場づくりを推進します。

② 子育てしやすい地域社会づくり

- ・地域全体での子育てを進めるため、子どもに対しての地域での見守りや声かけにより、力強い保育力・教育力を持った地域社会づくりを目指します。また、子育て家庭が地域の中で孤立することのないよう、地域の人が子育て家庭に心を寄せ、温かく見守る機運を醸成します。

③ 子育て支援ボランティアの育成、活動の支援

- ・子育て家庭を応援するボランティアを育成するとともに、その活動を支援します。

基本目標② 子育てと社会参加が両立したまち

②－１ 保育サービス等の充実

① 保育サービスの充実

- ・多様化する保育需要に対応した保育サービスのさらなる拡充に努めるとともに、保育環境・内容の充実を図ります。保護者の就労状況や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる「こども誰でも通園制度」についてニーズを把握し、導入を図ります。

② 子どもの居場所づくりの充実

- ・共働き家庭やひとり親家庭等が増加している中で、放課後児童クラブ、放課後子ども教室（ふれあいスクール）等、地域に応じた子どもの放課後の居場所づくりの充実を図ります。また、広報や保育所等を通じて、地域子育て支援拠点事業の利用を促進します。

③ 幼児教育・保育の無償化

- ・幼稚園満3～5歳児クラス及び保育所3～5歳児クラスの保育料（給食費を除く）及び保育所0～2歳児クラスの市民税非課税世帯について保育料を無償化します。

②－２ 両立支援の促進

① 仕事と育児の両立支援

- ・両親がともに働きながら子育てをしている家庭が、仕事と育児の両立ができるように育児休業制度の普及を促進するとともに、労働時間等の雇用条件を改善するため、事業主等への要請を図ります。また、両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付などについて周知するなど、共働き共育ての推進を図ります。さらに、家庭や地域においても働き方や子育ての在り方への意識を持つように様々な機会を活用した啓発を行うとともに、男女共同参画社会やワークライフバランス等に関する講演会や講座を開催します。

② 就業への支援

- ・出産や子育てのために退職した人に対して、求人情報の提供や再就職のための支援に努めます。また、職業能力の向上により就業の促進を図るため、各種技術習得講座等について関係機関と連携して啓発に努めます。さらに事業所内での職業訓練の推進を図るため、公共職業安定所による職場適応訓練費の支給後も引き続き雇用している事業所に対し、市から助成措置を講じ、さらに母子家庭等、就業が困難な方を雇用した場合についても、同様の措置を講じて就業の促進に努めます。

③ 父親の子育て参加の促進

- ・父親の子育てへの関わりを深めるため、各種事業等への父親の参加を呼びかけ、子育ての役割分担と家族の中で協力して子どもを育てる意識の高揚を図ります。

基本目標③ 子育てを楽しむ環境が整ったまち

③－１ 親を育てる環境づくり

① 学習活動の支援

- ・子育て家庭の心豊かな生活を支援するため、子育て支援に関する情報提供を行うほか、パパママ教室、プレママスクールなどの内容の充実を図ります。

② 次代の親づくり

- ・次代の親となる児童生徒に対して、子どもを生み育てる喜びについて学ぶ機会を提供するとともに、あらゆる学習の場を通じてたくましく生きる力の育成に取り組みます。

③－２ 健やかな成長のための環境整備

① 豊かな心の育成

- ・子どもたちの豊かな心を育むため、幼い頃から本に親しむ機会や環境づくりに取り組みます。また、活動の中で友だち（仲間）づくり等が行えるような多様な体験機会を拡充し、その自主的な参加促進を図ります。さらに、海や山の豊かな自然環境の中で、子どもたちの創意工夫を主体とした体験活動ができるように、既存施設等を活用した取組を進めます。

② 学校教育の充実

- ・学校教育指導の方針を設定し、基礎的・基本的な学力の確実な定着と個性を伸ばす教育を推進し、主体的に学び、活動できる子どもの育成を図ります。また、命を大切にし、ともに生きることの喜びを伝えるなどの「こころの教育」の充実に努めます。
- ・学社融合推進協議会を中心に、学校、家庭、地域が一体となった「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」を推進するとともに、各地域の特性や学校の実情に応じた取組を展開します。

③ 幼児教育の充実

- ・多様化する保育需要への対応を検討していくとともに、幼稚園と小学校の連携や幼稚園における子育て支援の充実に努めます。

④ 不登校児童対策

- ・通学できない児童への適切な対応を図るため、学校、家庭、地域が連携して不登校の原因となっているさまざまな要因の早期発見、発生防止を目指します。また、いじめや不登校をはじめ、さまざまな悩みを抱える子どもや保護者などのための相談支援体制の充実を図ります。

⑤ 文化・スポーツ環境の整備

- ・地域の歴史等の文化環境とスポーツ・レクリエーション活動を中心としたスポーツ環境の整備に努めます。

⑥ 学校施設の整備

- ・安全・安心で快適な学習環境を提供するため、学校施設の整備を行います。

⑦ 学校給食の充実

- ・安全で楽しく給食が食べることができるように、給食指導及び栄養指導の充実を図るとともに、地場産物の活用や郷土食、行事食の提供など、給食を通じて子どもたちの食や地域に対する意識の高揚を図ります。また、衛生的で安全・安心な学校給食を実施するために、学校給食関係者の衛生管理意識の一層の向上を図るとともに、老朽化等に伴う学校給食施設・設備の改善に努めます。

③-3 家庭教育への取組

① 子育ての場面に応じた学習機会、情報の提供

- ・子どもの成長段階に応じた悩みや、情報等の子育て需要を的確に把握し、学校、保育所（園）、幼稚園、地域子育て支援センター等の連携により、家庭教育について学ぶ機会や情報の提供を充実します。

② 子育てについての理解教育の推進

- ・子どもたちが将来自立して家庭を持つことができるように、家庭科や総合的な学習の時間等に、家庭の在り方や自分と家庭との関わり、地域と家庭との関わり等を正しく理解するための教育を推進します。

③ 家庭の役割の重要性の再認識

- ・家庭は、親子のふれあいや家族関係を通じて基本的なしつけや感性、社会のルールを教える場です。
- ・増え続ける街頭犯罪を中心とした少年の犯罪を未然に防止するためにも、子どもの成長に合わせた家庭内でのしつけや健全な家族関係の構築が重要です。各家庭がその役割を再認識するよう啓発することにより子どもたちの健全な育成を図り、少年犯罪の防止につなげます。

基本目標④ 子どもが健康（健やか）で安全に育つ安心できるまち

④－１ 健康の保持増進

① 母子の健康の確保

- ・母子保健事業は、「母子保健法」、「成育医療等基本方針を踏まえた計画」、「健やか親子21」に基づき、妊娠・出産・育児をとおして母性・父性が育まれ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりを推進します。
- ・田辺市健康づくり推進協議会においては、母親及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、母子保健事業の企画・運営・普及啓発・評価・計画策定等を行い、事業の推進を図ります。また、産後ケア事業について令和6年度からアウトリーチ型の取組を進めており、産後の母親の不安の軽減に引き続き取り組みます。

② 食育の推進

- ・ライフステージに応じた食育の取組を実施するとともに、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、乳幼児期、学童期それぞれの発達段階に応じた食の重要性について、正しい知識と食習慣が獲得できる学習の機会や情報の提供を行います。

③ 小児医療の充実

- ・子どもの健康管理のため、ふだんから身近なかかりつけ医を持つことの大切さを啓発するとともに、保健指導、健康教育等を通じて、子どもの急病や事故の予防についての保護者の理解の向上を図ります。令和6年策定の第八次和歌山県保健医療計画では「子ども救急相談ダイヤル#8000」の周知、持続可能な小児救急医療体制の構築、医療的ケア児を支援する体制整備などを挙げており、本市でも安心して子育てができるような体制づくりに取り組みます。

④ 思春期、青年期の健康づくり

- ・子どもが大人へと大きな成長を遂げる発達段階である思春期において、性、健康と食事、喫煙、飲酒、薬物等について正しい知識を習得し、問題に際しては青少年が自ら正しい判断を行うことができるように、学校、家庭、地域等の一体となった取組を推進します。また、ひきこもり状態にある青年及びその家族からの相談に適切に対応し、関係機関等と連携して社会参加に向けた継続的な支援を行います。

④－２ 生活環境の整備・充実

① 良質な住宅、宅地と良好な居住環境の確保

- ・市民が安心して子育て、子育てができるように、住宅や宅地の供給促進を図ります。

② 安全な道路環境の整備

- ・通学路を中心として各種の交通安全施設の整備を進めるとともに、段差の解消等により安全、快適な道路環境整備を進めます。

③ 子育てバリアフリー化の推進

- ・妊産婦から子ども連れをはじめとして、高齢者や障害者等全ての人が安心して外出できるよう、公園施設のバリアフリー化や老朽化した遊具等の計画的な修繕のほか、公共公益施設等における乳児のオムツ台や小児用トイレ等の整備を促進します。

④ 有害環境の除去

- ・青少年健全育成のため有害環境へのアクセスの制限や自主的な規制を促すとともに、関係機関の連携により有害環境の浄化を進めます。また、学校において低学年から情報モラル教育の実施に努めます。

④－３ 子どもの安全の確保

① 交通安全等の推進

- ・子どもたちが安心して外出し、活発に活動できる安全なまちにするため、田辺警察署等と連携して交通安全の意識を醸成するとともに、チャイルドシートの着用の厳守等、市民一人ひとりが子どもの交通安全に配慮するような取組を促進します。また、安全チェックリストの配布や保育所等送迎バス置き去り防止装置の設置に対する助成等、子どもが事故に巻き込まれる危険性を低減し、事故を未然に防ぐ取組を推進します。

② 犯罪被害の防止

- ・子どもの防犯意識の育成を図るとともに、「きしゅう君の家」等子どもを犯罪被害から守る全市的な体制の整備を進め、市民や事業者の協力により犯罪被害の防止に努めます。特に、登下校時の市民による子どもの見守りや声かけを通じて、犯罪のない明るいまちづくりを進めます。

③ 防災教育の推進

- ・子どもが安全に生活できるように、公共施設を中心とした耐震対策や地震・津波等について自らの命は自ら守り、被災後の在り方についても考える防災教育を推進します。

基本目標⑤ さまざまな家庭の状況に応じた支援体制が整ったまち

⑤－１ 児童の権利擁護・児童虐待防止

① 児童虐待の早期発見と防止体制の整備

- ・児童虐待防止のため相談指導体制を充実させ、保護者の子育てに関する不安の解消や負担の軽減を図ります。また、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会を中心に児童虐待防止の啓発に努め、あらゆる関係機関と連携を図りながら防止体制を強化します。

② 特定妊婦に対する支援の強化

- ・妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に対し、助産師等の専門員を派遣して養育に関する指導、助言を行うことにより、母親の身体的・精神的な負担を軽減し、家庭における児童の適切な養育環境を確保していきます。

③ いじめ問題、不登校児童等への適切な対応

- ・児童生徒一人ひとりが生き生きとした学校生活を送れるような魅力ある学校づくりを進めます。また、いじめや不登校については、未然に防止するという観点に立ち、早期発見・早期対応と、児童生徒一人ひとりに応じた指導・支援体制の確立に努めます。

④ 青少年の非行防止

- ・青少年の非行等の問題行動については、問題行動をきっかけとして本格的な非行や犯罪の加害者・被害者になるおそれがあるため、早期対応が何よりも重要となります。そのため、小中学校において喫煙防止教育や薬物乱用防止教育を行うほか、学校、家庭、地域、警察等の関係機関との連携を強化し、地域の見守り活動や巡回・補導等、非行防止のための各種施策を推進します。

⑤ ヤングケアラーに対する支援の強化

- ・本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーについて理解を深め、多職種が連携して対応ができるよう、研修を実施します。また、できるだけ早期にヤングケアラーである子どもを発見し、子どもの健やかな育成・教育に向けた支援を行うため、市や学校、医療・福祉の関係機関が連携し、子育て世帯訪問支援事業等により家庭における児童の適切な養育環境を確保していきます。

⑤－２ 障害のある子どもと家庭への支援

① 障害児施策の充実

- ・障害や発達に遅れのある子どもの自立や社会参加に向けて早期療育体制の充実に努めるとともに、学校教育と連携しながらインクルーシブ教育の実現・充実に向けた環境を整備し、児童生徒にとって効果的な学習環境を提供します。また、子どもの意見を聴く機会の確保等が重要視されている中、障害のある子どもに対しても、意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮しながら、必要な支援を推進します。さらに、児童発達支援等の各種福祉サービスが利用しやすくなるように、サービス提供体制の充実を図るとともに、特別児童扶養手当等、障害を事由に支給がされる各種手当の制度啓発により、家庭における経済的負担の軽減を図ります。

⑤－３ ひとり親家庭等への支援

① ひとり親家庭等の自立促進

- ・ひとり親家庭等は、減少傾向にあるが、生活・養育・就労等の多様な問題を抱えており、自立のための支援をより一層進めていく必要があります。このため、各家庭の生活の安定に向け、相談事業や生活支援、経済支援等の充実を図るとともに、さまざまな機会を通じて各種事業・制度を周知します。

⑤－４ 子どもの貧困対策の推進

① 教育の支援

- ・就学費の支給、修学奨学金の貸与、学習の支援など、経済状況にかかわらず学ぶ意欲のある全ての子どもについて教育の支援の充実に努めます。

② 生活の支援

- ・貧困の状況にある子育て世帯の抱える問題についての相談事業、住居の確保や生活援助など、生活に関する支援に取り組みます。

③ 保護者の就労支援

- ・貧困の状況にある子育て世帯の保護者に対して、就労給付金の支給、就労に関する相談や情報提供など、就労支援の充実を図ります。

④ 経済的支援

- ・生活保護や各種手当、給付金の支給や貸与等の経済的支援のほか、必要な情報提供や相談事業等の支援の充実に努めます。

第5章 教育・保育等の量の見込みと確保方策

① 教育・保育等の量の見込みと確保方策設定の流れ

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業については、「田辺市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果や、令和元年度から令和5年度の各事業の実績値、令和7年度以降の推計児童人口をもとに、国の「算出のための手引き」に則り今後の事業量の見込みを推計し、その見込みに応じた確保方策を設定しました。

② 教育・保育提供区域の設定

本市は、広い市域を有しているため、子ども・子育て支援に関連する施設及びニーズは、地域により大きな偏りがあります。そのため、区域を小さな単位で設定することによりサービスの低下が生じる可能性もあり、基本的に教育・保育提供区域は市域を1区域とします。

③ 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保

(1) 認定区分

	認定区分
0歳	3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）
1歳	3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）
2歳	
3歳以上	1号認定（認定こども園及び幼稚園における教育標準時間）
	2号認定（教育の利用意向が強い）
	2号認定（認定こども園及び保育所）

◆3つの認定区分について

1号認定 満3歳以上・教育標準時間認定

満3歳以上で、教育を希望する場合 **利用できる施設** 幼稚園、認定こども園（教育部分）

2号認定 満3歳以上・保育認定

満3歳以上で、「保育の必要な事由（就労、出産等）※」に該当し、保育所等での保育を希望する場合 **利用できる施設** 保育所、認定こども園（保育部分）

3号認定 満3歳未満・保育認定

満3歳未満で、「保育の必要な事由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合 **利用できる施設** 保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育

※「保育の必要な事由」とは、「月48時間以上就労している（パートタイム、夜間の労働、居宅内の労働なども含む。）」「妊娠中、出産後間もないこと」「保護者の疾病、障害」「同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護または看護している」などが定められています。定められた事由のいずれかに該当することで保育が必要と判断されます。

(2) 量の見込みと提供体制の確保

計画期間（令和7年度～令和11年度までの5年間）の教育・保育の量については、就学前児童数の減少が進む中、幼稚園・保育所の定員（確保の内容）が量の見込みを上回り充足しています。

	単位	令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み（A）	人	372	916	83	180	238	352	865	80	205	200
確保の内容（B）	人	628	1,067	87	224	340	624	1,071	87	224	340
（B）－（A）	人	256	151	4	44	102	272	206	7	19	140

	単位	令和9年度					令和10年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み（A）	人	319	784	78	198	229	295	725	75	191	220
確保の内容（B）	人	620	1,075	87	224	340	619	1,076	87	224	340
（B）－（A）	人	301	291	9	26	111	324	351	12	33	120

	単位	令和11年度				
		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
量の見込み（A）	人	288	707	73	186	214
確保の内容（B）	人	619	1,076	87	224	340
（B）－（A）	人	331	369	14	38	126

④ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保

令和２年度から令和５年度までの実績及びニーズ調査の回答結果、児童数の推計値を用いて算出した結果は、次のとおりです。

【地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（全事業一覧）】

（年度）

事業		単位	実績	見込み量				
			令和５	令和７	令和８	令和９	令和１０	令和１１
利用者支援事業		箇所	１	１	１	１	１	１
時間外保育事業		人	４７３	４６０	４３８	４１８	３９３	３８３
放課後児童 健全育成事業	低学年	人	５７６	６３０	６５４	６２５	６２３	５８９
	高学年	人	８	１６６	１５７	１７７	１８０	１７８
子育て短期支援事業		人日	３７	１５０	１５０	１５０	１５０	１５０
乳児家庭全戸訪問事業		人	３２０	３３７	３２５	３１４	３０５	２９４
養育支援訪問事業		人	８５	７４	７４	７４	７４	７４
地域子育て支援拠点事業		人日	３,８４５	３,２４２	３,１５４	３,２２０	３,１１２	３,０１４
一時預かり事業	幼稚園型	人日	１４,１７２	１５,０００	１４,０００	１３,０００	１２,０００	１１,０００
	幼稚園型以外	人日		３,４８９	３,３１５	３,１７８	２,９８２	２,８５２
病児保育事業		人日	１,２４６	１,３００	１,２４８	１,２０１	１,１４５	１,１０４
子育て援助活動支援事業		人日	８５３	１,０００	１,０００	１,０００	１,０００	１,０００
妊婦健診		人回	３,９１０	４,０１０	３,８７０	３,７４９	３,６２８	３,５１３
子育て世帯訪問支援事業		人日	１９７	４２５	４２５	４２５	４２５	４２５
妊婦等包括相談支援事業		人回	６８４	１,０３９	１,００２	９６８	９４０	９０６
産後ケア事業		人日	６１０	６３０	６１０	５８９	５７２	５５５

① 利用者支援事業

事業内容

令和6年度からこども家庭センターを設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応する事業です。

確保方策

子育て相談窓口として平成27年度から実施しており、今後も継続します。

	単位	実績	見込み量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	箇所		1	1	1	1	1
確保の内容(B)	箇所	1	1	1	1	1	1
(B) - (A)	箇所		0	0	0	0	0

② 時間外保育事業

事業内容

保育所の延長保育のことです。公立保育所4園、民間保育所7園、認定こども園3園で実施しています。

確保方策

時間外保育は実績値として増減を繰り返して推移しています。実績値を基に確保を図ります。

算出対象年齢：0～5歳（利用者数）

	単位	実績	見込み量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	人		460	438	418	393	383
確保の内容(B)	人	473	460	438	418	393	383
(B) - (A)	人		0	0	0	0	0

③ 放課後児童健全育成事業

事業内容	学童保育所のことです。小学校1年生から3年生までを対象に公設13か所、民設1か所で実施しています。
確保方策	推計児童数の推移は減少傾向にありますが、入所児童数が定員を上回っている学童もあるため、当面は実績値を基としておおむねその維持確保を図りながら、優先して低学年の受入れを充実させることとし、併せて、学校の空き教室の活用や指導員の確保を図ることで高学年の受入れ対応を検討する必要があります。

算出対象年齢：小学校1～3年生（利用者数）

低学年	単位	実績	見込み量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人		630	654	625	623	589
確保の内容（B）	人	576	700	700	700	700	700
（B）－（A）	人		70	46	75	77	111

算出対象年齢：小学校4～6年生（利用者数）

高学年	単位	実績	見込み量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人		166	157	177	180	178
確保の内容（B）	人	8	130	170	170	170	170
（B）－（A）	人		▲36	13	▲7	▲10	▲8

④ 子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病その他理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、施設で一定期間、養育・保護する事業です。
確保方策	令和5年度の実績は37と低いですが、今後も継続した利用や随時利用することが見込まれるため利用状況を勘案し量の確保に努めます。

算出対象年齢：0～18歳（年間延べ利用者数）

	単位	実績	見込み量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人日		150	150	150	150	150
確保の内容（B）	人日	37	150	150	150	150	150
（B）－（A）	人日		0	0	0	0	0

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する相談、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の把握、支援が必要な家庭に対する関係機関との連絡調整を行う事業です。

確保方策

人口推計の出生数を目標に確保を図ります。

算出対象年齢：0歳（年間訪問乳児数）

	単位	実績	見込み量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人		337	325	314	305	294
確保の内容（B）	人	320	337	325	314	305	294
（B）－（A）	人		0	0	0	0	0

⑥ 養育支援訪問事業

事業内容

ハイリスク妊婦や養育を支援することが特に必要であると判断した家庭に対し、助産師等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。

確保方策

養育支援訪問事業の実績値を基礎としながらも、推計児童数の推移を勘案しおおむねその維持確保を図ります。

（支援対象者数）

	単位	実績	見込み量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人		74	74	74	74	74
確保の内容（B）	人	85	74	74	74	74	74
（B）－（A）	人		0	0	0	0	0

⑦ 地域子育て支援拠点事業

事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うための子育て支援拠点事業です。もともち保育所内及びちかの保育園内それぞれに地域子育て支援センター「愛あい」と「ちかの」を設置しています。

確保方策

各年度の見込み量に対応した確保を図ります。

算出対象年齢：0～2歳（年間延べ利用者数）

	単位	実績	見込み量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人日		3,242	3,154	3,220	3,112	3,014
確保の内容（B）	人日	3,845	3,242	3,154	3,220	3,112	3,014
（B）－（A）	人日		0	0	0	0	0

⑧ 一時預かり事業（幼稚園型）

事業内容

幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後または長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける園児を対象とし、公立4園、民間幼稚園及び認定こども園4園で実施しています。

確保方策

各年度の見込み量に対応した確保を図ります。

算出対象年齢：0～5歳（年間延べ利用者数）

	単位	実績	見込み量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人日		15,000	14,000	13,000	12,000	11,000
確保の内容（B）	人日	14,172	15,000	14,000	13,000	12,000	11,000
（B）－（A）	人日		0	0	0	0	0

⑨ 一時預かり事業（幼稚園型以外）

事業内容

保育所及び認定こども園、幼稚園等に在籍していない児童で、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を保育所等で一時的に預かるための事業です。

確保方策

各年度の見込み量に対応した確保を図ります。

算出対象年齢：0～5歳（年間延べ利用者数）

	単位	実績	見込み量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人日		3,489	3,315	3,178	2,982	2,852
確保の内容（B）	人日		3,489	3,315	3,178	2,982	2,852
（B）－（A）	人日		0	0	0	0	0

※田辺市では令和7年度から実施のため実績を記載していません。

⑩ 病児保育事業

事業内容

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に病院等で病気の児童を一時的に保育する事業です。民設1か所で実施しています。

確保方策

今後も保育所等の園児数が減少する見込みであり、年間の見込量は減少傾向にあります。しかしながら利用希望日によっては定員超過で利用できないこともあるため、受入れ体制の維持確保を検討する必要があります。

算出対象年齢：0～11歳（年間延べ利用者数）

	単位	実績	見込み量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人日		1,300	1,248	1,201	1,145	1,104
確保の内容（B）	人日	1,246	1,300	1,248	1,201	1,145	1,104
（B）－（A）	人日		0	0	0	0	0

⑪ 子育て援助活動支援事業

事業内容

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者とのマッチングにより多様なニーズへの対応を図り連絡調整を行う事業です。（ファミリーサポートセンター事業）

確保方策

各年度の見込み量に対応した確保を図ります。

算出対象年齢：0～12歳（年間延べ利用者数）

	単位	実績	見込み量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人日		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
確保の内容（B）	人日	853	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
（B）－（A）	人日		0	0	0	0	0

⑫ 妊婦健診

事業内容

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数（14回）の妊婦健診を受けられるよう支援する事業です。

確保方策

妊婦全員について必要な健診受診を行うことを目標に確保を図ります。

算出対象年齢：0歳（年間受診者数）

	単位	実績	見込み量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人回		4,010	3,870	3,749	3,628	3,513
確保の内容（B）	人回	3,910	4,010	3,870	3,749	3,628	3,513
（B）－（A）	人回		0	0	0	0	0

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

事業内容	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。
確保方策	各年度の見込み量に対応した確保を図ります。

算出対象年齢：0～17歳（年間延べ利用者数）

	単位	実績	見込み量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人日		425	425	425	425	425
確保の内容（B）	人日	197	425	425	425	425	425
（B）－（A）	人日		0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は、養育支援訪問事業のヘルパー支援の実績です。

⑭ 妊婦等包括相談支援事業

事業内容	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」として、妊娠届出時やこんにちは赤ちゃん訪問時の産後の面談のほか、継続的な相談の実施を通じて出産・育児に必要な情報を提供しています。
確保方策	すべての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、伴奏型相談支援として必要な情報の提供や支援につなぐことを目標に確保を図ります。

算出対象年齢：0歳（年間延べ利用者数）

	単位	実績	見込み量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人回		1,039	1,002	968	940	906
確保の内容（B）	人回	684	1,039	1,002	968	940	906
（B）－（A）	人回		0	0	0	0	0

⑮ 産後ケア事業

事業内容

心身の不調または育児不安、育児支援の不足等がある出産後1年未満の母子に対して、健やかな子育てを応援するとともに子どもを産み育てやすい体制整備を図る事を目的として、宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型で実施しています。

確保方策

各年度の見込み量に対応した確保を図ります。

(年間延べ利用者数)

	単位	実績	見込み量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	人日		630	610	589	572	555
確保の内容(B)	人日	610	630	610	589	572	555
(B) - (A)	人日		0	0	0	0	0

⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に通う多子世帯及び低所得者世帯に対し、引き続き副食費の補助を行います。

⑤ 教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

本市は、これまでに培ってきた子ども・子育て支援の実績を踏まえ、質の高い教育・保育の一体的な提供を図ります。

質の高い教育・保育の一体的な提供に当たっては、地域の子供や家庭が利用できる施設として、認定こども園、幼稚園、保育所を通じて、子育てと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるように努めるとともに、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めつつ、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化し、市内の施設全体として、小学校就学以後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性の確保を図ります。

第6章 計画の推進

① 推進体制

(1) 庁内組織

本計画の内容は、福祉、保健、教育、男女共同参画、産業等、広範な分野にわたるため、庁内組織である「田辺市子ども・子育て支援連絡協議会」において、効果的・効率的な施策の展開を図ります。また、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、事業所、市民等、関係する多くの方々の意見を取り入れながら取組を進めていきます。

(2) 田辺市子ども・子育て会議

本市の計画等への子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援施策を定期的に点検・評価し、必要に応じて改善を促すため、「田辺市子ども・子育て会議」を設置しています。

② 計画の進捗状況の点検及び評価

本計画の推進に当たっては、「田辺市子ども・子育て会議」を中心に、本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業等について、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制等において、PDCAサイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

③ 田辺市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 12 日条例第 51 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するため、田辺市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し識見を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 子育て会議に、必要に応じ、特別委員を置くことができるものとし、その任期は、市長が必要と認める期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 子育て会議に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 子育て会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員又は特別委員以外の者の意見又は説明を聴くため、その者に会議への出席又は文書の提出を求めることができる。

(部会)

第 5 条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び特別委員で組織する。

3 部会に、部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 7 条 子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

附 則（令和 4 年 12 月 28 日条例第 29 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。